

関意思の、議会の議決が行われました。ところが、町長はそれは了解しているというのが林野の言い分で、結局廃止の方向に向かっておりま

す。こういう場合に、一体長は議会の議決にどこまで拘束されるのか、お聞かせを願いたいと思いま

す。○政府委員(砂子田隆君) 地方議会におきまして、いろんなところで決議なり議決なりが行われるわけあります。ただいまのお話でございますが、私も実は林野整備法の内容をよく具体的に知らぬものですから、その上でお答えをできないのかもしれませんが、一般的に地方自治法あるいは他の法令によりまして、議会の権限とされて議決をされる場合、この場合には首長が当然拘束されるのはこれは御承知のとおりだと存じます。た

だ、そうではなくて、一般的に議会が事実上の意思決定をするということをございます。このときには、その効果につきまして、事实上その内容がどういうものであるかということを長が自主的にやはり判断をして、それに従つて行動すべきものだというふうに理解をいたしております。

○九谷金保君 きょうは林野はおいでになつておりますか。——いま答弁のありましたように、措置法の内容は自治省としては知らない。で、あの議決の段階で地方の意見を十分聞くといふことがありますか。——いま答弁のありましたように、措置法の意見を聞くということはどこの意見を聞くことにして集約されるかという問題。

○説明員(角館盛雄君) お答え申し上げます。

五十三年の六月八日、参議院におきます国有林野事業改善特別措置法に対する附帯決議の第一項に、「国有林野事業の組織機構の再編整備に当たつては、地域の実情をふまえつつ、国有林野事業の機能低下、地元関係者等に対するサービスの低下を招くことのないよう十分配慮すること」、このような内容が第一項に決議されてございます。国有林野事業は、ただいま先生お話しございましたように、国有林野事業改善特別措置法に基づ

く改善を鋭意進めています。ところが、国有关规定の公的機能に配慮するということもございまして、ここ当面は伐採量を減少させなければならぬような事情にございます。一方におきまし

て、森林の公的機能を維持するためには、事業運営の合理化といいますか、事業能率の向上につきましては強く求められて

いるところです。そこで、事業所等につきましては、その事業量だと個別的な問題、あるいはそ

の能率性の問題等を総合的に判断しないでしまして、その統廃合を進めさせていただいているところでございます。

しかし、この場合にも、この附帯決議の趣旨を

体しまして、特に地元事情、地元対策に十分配慮をいたしまして、特に地元市町村等関係者の理解と御

協力を得るように最大の努力をいたしております。残念ながら、最終的に御理解を得られずに反対決議をちょうだいすることになりましたけれども、さらに御納得をいたしました

ういうふうに理解してよろしくござります。この合によつては統廃合に踏み切らして、場

努力をいたしますことを前提にいたしまして、場

めでございますけれども、さだに御納得をいたしましたので、そのことのみを

もって他は一切無視をするというようなことじや

りませんが、そういう町の理事者の御判断を含め、総合的な判断をして対処してまい

ますけれども、さだに御納得をいたしましたので、そのことのみを

もって他は一切無視をするというようなことじや

りませんが、そういう町の理事者の御判断を含め、総合的な判断をして対処してまい

ますけれども、さだに御納得をいたしましたので、そのことのみを

もって他は一切無視をするというようなことじや

りませんが、そういう町の理事者の御判断を含め、総合的な判断をして対処してまい

ます。○説明員(角館盛雄君) お答え申し上げます。

○九谷金保君 私だけとは言いません。

○説明員(角館盛雄君) のみの判断といいますか、ほかの方はどうでもいいというふうなことは

御協力を得ることを前提にいろいろな努力をしてい

るわけでございますけれども、その中でもやはり

町の理事者の御判断といいますか、そういうものについてはかなり重点的なものであるうと、その

ようになっておりますけれども、そのことのみを

もって他は一切無視をするというようなことじや

りませんが、そういう町の理事者の御判断を含め、総合的な判断をして対処してまい

ますけれども、さだに御納得をいたしましたので、そのことのみを

もって他は一切無視をするというようなことじや

りませんが、そういう町の理事者の御判断を含め、総合的な判断をして対処してまい

ますけれども、さだに御納得をいたしましたので、そのことのみを

もって他は一切無視をするというようなことじや

りませんが、そういう町の理事者の御判断を含め、総合的な判断をして対処してまい

ますけれども、さだに御納得をいたしましたので、そのことのみを

もって他は一切無視をするというようなことじや

りませんが、そういう町の理事者の御判断を含め、総合的な判断をして対処してまい

ます。○説明員(角館盛雄君) お答え申し上げます。

○九谷金保君 だけとは言いません。

○説明員(角館盛雄君) のみの判断といいますか、ほかの方はどうでもいいというふうなことは

御協力を得ることを前提にいろいろな努力をしてい

るわけでございますけれども、その中でもやはり

町の理事者の御判断といいますか、そういうものについてはかなり重点的なものであるうと、その

ようになっておりますけれども、そのことのみを

もって他は一切無視をするというようなことじや

りませんが、そういう町の理事者の御判断を含め、総合的な判断をして対処してまい

ますけれども、さだに御納得をいたしましたので、そのことのみを

もって他は一切無視をするというようなことじや

りませんが、そういう町の理事者の御判断を含め、総合的な判断をして対処してまい

ますけれども、さだに御納得をいたしましたので、そのことのみを

もって他は一切無視をするというようなことじや

りませんが、そういう町の理事者の御判断を含め、総合的な判断をして対処してまい

ますけれども、さだに御納得をいたしましたので、そのことのみを

もって他は一切無視をするというようなことじや

りませんが、そういう町の理事者の御判断を含め、総合的な判断をして対処してまい

ますけれども、さだに御納得をいたしましたので、そのことのみを

もって他は一切無視をするというようなことじや

か、全く聞かないということはないけれども尊重すればいいんだとか、いろいろあると思いますので、自治省の見解をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(砂子田隆君) 先ほど申し上げましたとおり、法令に基づく権限、そういうことで議会が議決をなさる、それは丸谷先生がおっしゃるとおりであろうと思います。ただ、先ほど申し上げましたが、事実上の決議をなさる、要するに議会が自分の機関意思としての決定をする、そういうものがどこまで一体長を拘束するのか、あるいは、それについて長がどれだけそれを尊重しなきやいかぬのかという問題があらうと思います。こ

れにつきましては、事実上そういう決議が住民の意思をどのくらい反映しているであろうか、あるいはその決議事項の内容が長のこれから仕事についてどういうような実態を及ぼすような関係なのであらうか、その辺のことを長がやはり自主的に判断をして、自分の考えで措置をするというのがいまの自治法の流れであると思います。

○丸谷金保君 首長をやつておられましたから御案内とのおり、長につきましては、「公共団体を統轄し、これを代表する」という規定が地方自治法にございます。これはいまさら私から申し上げるまでもございませんが、「代表する」というのは少なくとも地方公共団体の長が外部に対しまして公共団体の行為となるべき各般の行為といふものをなし得る権限であるし、もしそういうものが代表であるとすれば、法律上も公共団体の行為としてそれはやれるということになるわけですから、基本的には長がその公共団体を代表していろんな御意見を述べるということは、背景としてそういうものがあるにしまして、長の意見が尊重されるということは十分にあります。

○丸谷金保君 そうすると、ぎりぎりのところまでいきまして、議決案件でない問題についての機関意思の決定に、長はときによつては縛られないというふうに理解してよろしくございます。

○政府委員(砂子田隆君) そういうこともあります。――決議が住民の声を非常に反映している、それをどういうふうにやろうかとか、あるいは公的問題について決議がなされて、それについて長がどう判断をするかというきについて、長東されるというふうに理解をしておるわけであります。

○丸谷金保君 それは、何というか、常識論の話でしてね、私がいまお聞きしているのはそうではなくて、法律論として、機関意思の決定と長の権限の問題。いまの御答弁を聞いてみると、結局は縛られないということですね。それは判断するのは長であるということでございますね。

○政府委員(砂子田隆君) そのとおりでございます。

鐵再建法案の中では、やはり林野と同じように、地域の意見を尊重して、というふうな文言が現在の案には入っております。この場合の地域の意見の最終的な集約は、ただいまの自治省見解のとおりに理解してよろしくございます。

○政府委員(永光洋一君) お答えいたします。

現在御審議願つております國鐵の再建法案につきまして、たとえば地方交通線を選定する場合に方は都道府県知事というとくに規定されておりましすし、あるいは廃止した後の代替輸送につきましての御意見を伺うのも都道府県知事という規定になつております。

それから、この廢止対象につきましては、特定地方交通線対策協議会というのを設けるわけでござりますが、國鐵あるいは國の行政機関等に含めまして、会議の中で関係地方公共団体の長といふような方々もお入りになつていただいて、そして御議論をし協議をするということでございますので、一応法の体制としましては、窓口と申しますのは、関係都道府県知事あるいは地方公共団体の長にお取りまとめを願うということを期待しております。

○丸谷金保君 それで実は、非常に大事な地域の意見の代表である市町村長が――これは再建法案の審議でないですから意見として申し上げておきますけれども――いま出されている法案では、審議会の中へは、知事どまりで、入っていないんで

す。こういうことはいまの自治省の見解等から言いまして非常に不合理じゃないかと思います。

ますけれども――いま出されている法案では、審

議会の中へは、知事どまりで、入っていないんで

す。

○丸谷金保君 それで、この問題につきましては、北海道はこうあるべきだということを――これがその後の調べでは、発表したのでなくして、どこから漏れたんだと、こういう話でございますけれども、一応北海道新聞のトップに、もうほんと一面半分使うくらい大きく出ておるんです。これで地方の自治体の長は、もう自分のところは残るんだといふような安心を持つていて人がたくさんいるんです。半面これから外れたのはさあ大変だと。きのうなんか、これに外れたところの町長なんかが来ておりました。うちのところだけ外れる、どうしてくれるんだということですね。

これは地方自治体にとって大変なショッキングな記事なんです。この新聞社などでは絶対自信があ

る。一体こういうことは開発局の内部において

検討されておったのか。恐らくおたくの方が言つたと思うんですけど、取り消しませんから。根拠な

しではないと思うんです。こういうことが一体あ

つたのかなかつたのか。この点ひとつ

しておません。ただ、聞きますところによる

たかどうかと、こうことにつきましては、私、承知

しません。

○説明員(大嶋孝君) 自治省の審議官の大嶋でござりますが、北海道開発局でこういう事実があつたと思うんです。取り消しませんから。根拠な

しではないと思うんです。こういうことが一体あ

つたのかなかつたのか。この点ひとつ

しておません。ただ、聞きますところによる

たかどうかと、こうことにつきましては、私、承知

しません。

○政府委員(永光洋一君) われわれとしまして

して検討中でございまして、御指摘の新聞記事は北

海道開発局の正式の見解ではない、こういうふう

に伺っております。

○丸谷金保君 開発局はおいでになつております

か。——仮にもこれだけのニュースとして流れたら、北海道内の各市町村に及ぼす影響はきわめて大きいんです。これにつきまして開発庁の方からひとつの事情を御説明願いたいと思います。

○説明員(田中貞夫君)お答え申し上げます。

いま丸谷先生から御指摘がございました、記事が出たという事実については私ども承知いたしておりますが、この問題について私は私どもなりいろいろと勉強はいたしてありますけれども、いま報道されましたような、そのようなところまでの具体的な検討を進めておるようなものではございませんで、何といいますか、報道機関としての観測といつたようなことで取り上げられたものではないかというふうに思つておりますが、あのようないふうなものを十分聞きながら、今後政令案が固められる段階におきまして、北海道の実情といつけるのも十分配慮しながら関係機関と協議を尽くしていきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○丸谷金保君 そうすると、これは政令策定の段階において、当然北海道開発庁に対する合議もなされるだろうし、そういうときの北海道開発庁としてたたき台にする案の検討を内部でやつてしまつた、そういうふうに理解してよろしくござりますか。全く根拠ないのかどうか。

○説明員(田中貞夫君) 先ほどもお答え申し上げましたように、いろいろと勉強はいたしておりますけれども、運輸省御当局も基準案といったような形のものについて内々の御相談がござりますが、どういふうに私どもなりに考えておりましても、政令案といったような形のものについての具体的な御相談の場ではまだございませんので、いろいろな勉強をしていく中で、何といいますか、報道機関としての観測をなされておるのじやないかと、こういうふうに私どもなりに考えておりまして、繰り返しの答弁になつて恐縮でございますが、國鐵が北海道開発に重要な役割

りを果たしてきた、基幹的交通網の一環としての役割りを果たしてきた、こういう経緯を十分踏まえまして、今後政令協議の段階で十分協議を尽くしていきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○丸谷金保君 そうしますと、この北海道新聞の発表については、これは新聞社の方の考え方で出しているもので、開発庁として固まつたものではない。しかし、合議を受ける段階で開発庁としては必ずしもこの案ということではないけれども、北海道の開発の促進にマイナスにならないような主張はしていく。たまたまそういう内部のいろんな検討資料の一部がこういう形であらわれたのではないか。こういうふうに理解してよろしくうございます。

○説明員(田中貞夫君) どういう形で報道されましたのかは、私直接かかわっておりませんのに、私どもといたしますのは、地元の意見、御意向といったようなものも今後とも十分聞きながら、先ほどもちよつと触れましたように、新聞等で報道される、わかにお答えしにくいのでござりますけれども、先生からお話しがございましたように、私どもともいたしましては、地元の意見、御意向といったよ

うなものが今後とも十分聞きながら、先ほどもちよつと触れましたように、新聞等で報道される、わかる参考が地元の意見という中にもそれなりにあるのでないかというふうに思つておりますけれども、その辺をひとつ踏まえまして、総合開発の推進に支障を及ぼさないよう、各般の施策を講ずる一環として協議をしていきたいと、こういうふうに考えておる次第でござります。

○丸谷金保君 大臣、いまお聞きのよう、この国鐵の再建法案、これが施行されますと最も大きな影響を受けるのが北海道なんです。それだけにいましても、地域に関係することではこれはもう地方行政に及ぼす影響が最も大きいといふうの意見あるいは知事の意見といふうなものが、

何といつてもその地域の一部でなくて全体を代表するという理解で受けとめることになるというような意味の御答弁がございました。そうすると、これは自治者として、この國鐵再建整備法というものは所管事項でないと言つて見逃しにすることのできない重要問題ではないかと思ひます。この点について、この法案の成り行きあるいは法案の中身、これらについての大臣としての現在におけるお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(石破二朗君) 現在御審議願つております国鐵の再建法案につきましては、政府部内におきまして十分検討を重ねた結果提案申し上げ、御審議をお願いしておる次第でありまして、ぜひとも一日も速やかに原案どおり御可決くださいま

すように心からお願ひを申し上げる次第でありますけれども、御指摘のとおり、國鐵は国民の欠くことのできない必要な足でござります。特に北海道は、面積も広うござりまするし、さらには積雪等他の地方よりか國鐵に依存しなければならない度合いも非常に高いと思ひます。御承知のとおり北海道は日本でも特別大事な地域でありまして、旧幕藩からかんがみましても、特に北海道の國鐵といふうな問題につきましては慎重に検討していかなければ、さらに明治政府以来、北海道の地位というものを重要視して今日に至つております。そういう経緯からかんがみましても、特に北海道の國鐵といふうな問題につきましては慎重に検討していかなければならぬと考えております。

それで、法案は原案どおり御承認いただきたいと心から願ひますが、まだ重要な部分が政令に残されています。法律作成段階において、またそれをおきました後におきましても、運輸省、自治省双方あれこれ政令の内容等について協議しておるようですが、それが得られると、もちろん自治省としまして、非公式に運輸省からお示しくださいましたような案につきまして賛成という態度をとつておりません。

私の考えといたしましては、何と申しましても、何とかして関係の都道府県知事の同意をどうしても得た上で政令にサインしたいと考えております。そのためには、知事会等にお願いいたしまして、まあ本会議でも申し上げましたが、法律案に対し

ては知事会等も意思表示いただいたておりますけれども、反対反対というだけであります。よいよいそれじや廃止された場合にどうするかという具體案についての御提言、御注文、まだ承つております。でございますが、この段階になりますれば、法案はあのとおり通していただくとしまして、その上で、それじやどうするかという問題に付いて意見表示受けておりませんので、知事会に付いて意見表示受けておりませんので、知事会に付けてお願いしまして、何とかして知事会としての御意見を早く私の方にいただきたい。それをもとにしまして知事会の代表と今後よく御相談申し上げ、曲がりなりにも全国の知事会、関係都道府県知事の御承認をいたいた上で政令案にサインしたいと、こう考えております。

幸いきよは運輸省の国有鉄道部長さんもいらっしゃっておりますので、この公の席で国有鉄道部長さんにも特にお願いを申し上げる次第であります。

○丸谷金保君 さすがに地方自治の大先輩の大臣だけに、地方自治体に対する非常に深い理解のある御答弁をいたいたいと敬意を表します。しかしながら御答弁をいたいたいと敬意を表します。しかし、ただ、その点の理解の深いということには敬意を表するんですが、國鐵再建法案を原案どおり御答弁をいたいたいと敬意を表します。しかしながら御答弁をいたいたいと敬意を表します。

○丸谷金保君 さすがに地方自治の大先輩の大蔵大臣ですからそういうことになるかと思ひますけれど、先ほどから話のございましたように、地方の意見ということ、これは今度の再建法案にも当然出てきていることですが、これはやはり知事なり市町村長なりが重要な役割りを持つ、その知事、市町村長は、これは先ほどの林野の問題と違つて、明らかに皆さん反対しているんですね、現段階で。そうすると、これはこの法案に反対しているんですから。政令案に反対しているわけじゃありませんけれども、もちらん自治省としまして、非公式に運輸省からお示しくださいましたような案につきまして賛成という態度をとつておりません。

できるのだというのならば、またこれは話は別で、財政負担もなしに済む可能性もある。そこで、慎重におやりいただきたいという統一見解になつた次第であります。

○丸谷金保君 大変歎切れがいいんですけれど、よく聞いておるとわからなくなつてしまふんです。

それで、事務当局の方でお答えいただきたいと思うんですが、一体福島と栃木を結ぶ線について

は、自治省としてはオーケーを出したなんですか、出さないんですか。

○説明員(大嶋孝君) いずれにいたしましても野岩線の問題につきましてはまだ、将来の問題ではござりますが、自治省としていま結構でございますといふことは申し上げておりません。ただ、地元の方からは、将来ともうんと努力をいたしましたて、核算的に十分とれると思ひますといふ報告を受けているという段階でございます。

○丸谷金保君 これは長期的な財政の見通しが必要なんです。そういう点で、さしあたって、黒字になるということの長期計画の報告を受けていますか。どちらでしよう。

○説明員(大嶋孝君) さしあたっては赤字でござりますが、長期に見ると黒字になりますといふ報告を受けております。

○丸谷金保君 法案のあれと、ちょっと問題がほけますので、ひとつ第三セクターということについての自治省としての考え方、これにしばつてお聞きしますが、いま具体的な問題が出ておるので聞きますが、いま基本的な考え方をひとつお聞きして、そなごとに推進する考え方のかどうか、自治省としての見解をひとつ。これは大臣でなんて、そなごとににはなかなかならぬと思いますよ、実際問題として。それで、一体第三セクターといふことを基本的に推進する考え方のかどうかでございますが、きわめて財政的な関連がないので、私からお答えをさせていただきたいと

存じます。

全国的なネットワークとしての国鉄というものが、あるわけでござりますし、その経営は本来その意味では国鉄の責任であり、また、今までの国と地方との財政秩序という面でも、地方の分野として財源配分がされておるわけでもありませんので、基本的に地方がそういうものに参画すること

はどうであろうかというふうに私どもは從来から考へておるわけでございまして、その意味で地方団体が国鉄に関連する第三セクターに参加することについてはきわめて慎重でなければならないと

いうことを考へ、そのように指導もいたしております。

ただ、きわめて論理的に詰めていきますと、第三セクターといふものに地方団体が加わるということは、法律的に違法であるかとなれば、それは必ずしも違法とは言えない。しかし、いま申し上げましたように、過去の長い間の経緯、財政秩序の面から問題があるだらうということで慎重な対処を求めておつたわけでござります。そういうた

意味で、加わって、問題が起つたといつても、なかなかこれについては財政措置はできない。地

方

団体の共通の財源から、そういうことをやられたために生ずる恒久的な赤字を埋めていくといふことには問題があるらうというふうに考へておるわけでござります。

そういうのが私どもの立場でございまして、そこで今回の特定地方交通線の廃止といふ問題がまた出てきたわけでござりますけれど、これが廢止されるということになりますと、結果的には代替交通機関の確保ということがどうしても必要になります。竹島の問題について、実は先般、実情を報告してほしいということを依頼をしておきましたが、その点について、自治省として調査をした状況を御報告願いたい。

○政府委員(砂子田隆君) 竹島につきましては、島根県の隠岐郡五箇村の沖合い北西八十五海里あります。そこで、東西二つの島と數十の岩礁から成っているものであります。さらに、昭和十四年四月二十四日に島根県隠岐郡五箇村に編入されました。現在も同村に所屬をいたしております。

竹島は、ただいまお話しを申し上げましたよう

かし、そなごとにいためにいろいろな方式がある

といふことを私ども否定するわけではございませんが、第三セクターについては大臣がたびたびお答えいたしておりますように、また、ただいま私が一般的な意味で地方団体の加わる第三セクターについて慎重でなければならぬ、こういう意味において、この点についてもいまのような状況、財源配分等を前提とする限り、地方団体が加わることは慎重でなければならぬ、こういうことを申し上げておるわけでござります。

○丸谷金保君 はつきりお答え願いたいんですがね。第三セクターその他の代替輸送で赤字が出ます、地方自治体に。この場合に、これを地方の固有の財源である交付税の基準財政需要額の中に織り込む意思はあるかないか、これをひとつお答え願います。

○政府委員(土屋佳照君) ただいま申し上げた意味におきまして、これを交付税等で半恒久的に補てんをするといったようなことは考へておりません。

○丸谷金保君 運輸省、それから開発庁、林野庁お引き取り願つて結構です。どうもありがとうございます。次は、竹島の問題について、実は先般、実情を報告してほしいということを依頼をしておきましたが、その点について、自治省として調査をした

状況を御報告願いたい。

○政府委員(砂子田隆君) 竹島につきましては、島根県の隠岐郡五箇村の沖合い北西八十五海里あります。そこで、東西二つの島と數十の岩礁から成っているものであります。さらに、昭和十四年四月二十四日に島根県隠岐郡五箇村に編入されました。現在も同村に所屬をいたしております。

竹島は、ただいまお話しを申し上げましたよう

に、歴史的事実に照らしましてもわが国の固有の領土でございまして、現在韓国が同島を不法に占拠を続けておる状態にございます。したがいまして、行政権の行使が事実上できないという状態にございます。この問題は、やはりあくまでも平和的手段によりまして解決をされることが望ましいことでもあり、外交上の経路を通じまして一日も早く問題が解決されることを期待をいたしております。

○丸谷金保君 自治省としても不法に占拠されているという事実の認識はあるわけでござります。○丸谷金保君 は、これは外務大臣に対して原状への回復方といふの設定をしております。これは昭和五十八年までから、そこに韓国が入っているのは不法としか申上げようがございません。

○丸谷金保君 島根県はあの地域に対して漁業権の設定をしております。これは昭和五十八年までに、竹島は古来からわが国の島でござりますから、そこには韓國が入っているのは不法としか申上げようがございません。

○丸谷金保君 島根県はあの地域に対して漁業権の設定をしております。これは昭和五十八年までに、竹島は古来からわが国の島でござりますから、そこには韓國が入っているのは不法としか申上げようがございません。

○丸谷金保君 島根県はあの地域に対して漁業権の設定をしております。これは昭和五十八年までに、竹島は古来からわが国の島でござりますから、そこには韓國が入っているのは不法としか申上げようがございません。

○丸谷金保君 島根県はあの地域に対して漁業権の設定をしております。これは昭和五十八年までに、竹島は古来からわが国の島でござりますから、そこには韓國が入っているのは不法としか申上げようがございません。

○丸谷金保君 島根県はあの地域に対して漁業権の設定をしております。これは昭和五十八年までに、竹島は古来からわが国の島でござりますから、そこには韓國が入っているのは不法としか申上げようがございません。

も存じておりますし、海上保安庁の方でも存じておるわけであります。自治省自身が外務省に特段この竹島について早急に復活しろということを申し上げなくとも、いろいろな点で世間的にわかつていることでもござりますので、私の方から外務省に、竹島について一刻も早く島根県の行政権が回復するようなどいふことを申し上げたことはございません。

段階で、県知事です。それでこのご方には、何にもことごとくもつて、三きておるでしよう。

○政府委員(砂子田)
ういうお話を聞いて、

○丸谷金保君　な

（隆君） 私の方に知事から、そ
ういふことはございません。
（アーヴィング） これが一生懸命になつております
が、について県知事は、自治者の
立派な方にはあなたの方に関係ないとい
ふのですか。

産庁に陳情が出ているというのは承知いたしております。ただ私が記憶する限り、私のところに来たことがないということを申し上げておるわけであります。

備兵のごときものがおるということは承知いたしておりますけれども、あそこに軍事基地をつくつておるというようなこと、もちろんそういう余地もありませんし、聞いておりませんし、韓国とはすでに現在国交は正常に保たれております。他方、ソビエトロシアとはまだ平和条約が締結されていないというような相違もあります。そういう点で、おのづから北方諸島と竹島に対する日本政府の及ぶと、いうものは若干あるほまさが生ずるか

○九谷金保君 どうもそこのところが私はおかしいと思うんです。というのは、自治省の所管事項でしょう。所管事項が侵されているんですよ。それでないんですか。

○政府委員(砂子田隆君) 自治省の所管事項ではございません。まことに、この問題は、内閣府の所管事項であります。

○政府委員 砂子田謙君 はい
○九谷金保者 そうすると、この種の問題については全然自治省には地域からは来ていないから――これは私は知事にもまた連絡したいと思います。自治省こう言つてはいるよと。全然来てない。私は少なくとも、県が非常に一生懸命になつた。

に何を監視の行政の中で半ば不れい外で問題する問題だから所管でないと言われても、やはりこれ、村の問題というのは、あるいは県の問題といふのは、自ら省は関係ないことないはずなんですよ。特に基本的な土地の問題が絡んでいるんであります。河川も言つてこないから知らないというよう

もしれませんけれども、これは特にどちらをどうこうしようという特別の意味ではなくて、事の次第で当然となるのだということであるいは兩者の取り扱いに差ができるのでなかろうかと思いますが、これは私所管の大臣でもありません

国との問題でございまして、竹島の不法な占拠といふのは外交で解決されなきやならぬということが明白になつてゐるわけとして、この問題につきましては國自身がやはり政府といたしましてやらなければいかぬ。そういう意味では関連はございますが、やはり外交のルートを通じてこの問題が回復されるよう願つておるというのが先ほど申し上げた答弁でございます。

○丸谷保保者 それがおかしいんですよ。私は、

と
和少ながくとも、よりか多くて、
の出方もないしといふうなことで、地域は非常に
に残念がっているんですよ。しかしあんまりその
村にしてみれば大変な問題です。行政権の行使が
行われない。しかもおたくの方は、そこは基準財
政需要額の数値の中に入れているんですからね、
面積を。交付税の計算の、入れてあるんだから、
私は関係ないことない、村の問題は自治省の所管
だというふうに考えるんですがね。どうなんですか

な冷たいことじや——大臣は隣の選挙区ですけれども、境港が一番このことで被害を受けているんだから、あそこはおたくの選挙区だからよくわかつていてると思うんですがね。一休大臣、どうしてこんなに冷たいんですか、対韓国問題になる

○丸谷金保君 大臣、自治省というのは、都道府県が子供だとすれば市町村は孫のようなもので、一つのあれですね、相互に。そうすると、その孫がたとえば小指の先を痛めても、やはりその痛みを分け合つてあげるということが地方行政であり、自治省の姿勢でなきやならないと思いませんが、いふべき事はあります。

外交が自治省の所管事項だと言っているんではなくて、いんすです。いいですか。島根県の五箇村といふ村、ここに起きている問題なんですよ。この村に起きている問題、自治省の所管事項でないんですか。これはもう大問題なんです。

しよう、全く自治省としては、それは外交上の問題で、町村が困らうとどうしようと、直接外務省へ行ってくれというのですか。事ごとにおただくたちは、町村や県はまず自治省を通せと言つていいんじゃないですか。

たのではございませんで、一貫沿用などとて、解決する問題ではありません。島根県知事、関係者も、なるほど行政局長にはお見えになつておられませんでしょうけれども、問題は、行政局長などに話してみてもとてもこれは解決する問題じやない、とへうことであらうと思ひます。(笑言) お

○國務大臣(石破一朗君) 一般論といたしまして、丸谷委員の御指摘當然のことと承知いたしております。

○丸谷金保君 そうしましたら、これは自治省の方とは頗るでない、ということですから、鳥根の知

○政府委員（砂子田隆君）竹島における、あるいは五箇村における行政全部が自治省の問題であることは、もともとございませんで、いろいろ五箇村にある固有の事務もありますし、五箇村自身がやはり公共団体として独自に行政を執行しているわけではありません。

○政府委員（砂原田隆吉）　私は申し立ててゐるは、その自治体の行政権の行使ができなくなつてゐる状態を回復するということについて、外交上での手段を講じなければ戻りませんと申し上げてゐるわけであります。そういう意味で申し上げてまいりますが、ございまして、お自身の全般的な問題がござ
る

話にもございましたとおり、私も十五年間ばかり鳥取県知事をしておりまして、あそこは非常に難場なんです。苦労しました。それから参議院に籍を置きましたからも、当委員会の委員長さん等を始めありとあらゆる関係者には陳情した、お願い

事さんに先般私もお会いしてきました。これはやはり自治省にも報告しなきゃならないし、陳情もしれないから知らないということはこれはいけないと思うんですよ。やはりこれは何とかしてくれ

のこうのという問題ではない。ただ、国全体としてはこういう問題について関心はありますし、こういう意味について関連があるというふうに申上げているわけであります。

治省と全く無関係であるということを申し上げておるわけではありません。

した経験を持つております。

いつて外務省に、一年に二回や三回、閣議のところでも大臣が、事情はわかつているんですから、言ってあげるくらいの親切が町や村に対してもってあつたいいんじやないですか。どうですか。

うようなくつたまつて、この問題につきましては、平和的であります。この問題につきましては、私は、外務大臣として私が申し上げますけれども、自治大臣として私が申し上げなくては、外務大臣あるいは総理大臣、もう驚かれて御承知と思いますが、まあつかくの御指摘ありますので、機会を見まして島根県知事あるいは五箇村御当局の御要望が実現しますように努力させていただかなければなりません。

○丸谷金保君 外務省來ていただいておりますが、いま外交渉の経緯はどんな内容になつておりますか。大臣にやっぱり事実認識をしておいていただきたい。

○説明員(股野景親君) お答え申し上げます。ただいまお話しのごとくいたしました竹島の問題につきましては、これまで外務省といつしまして鋭意韓国側との折衝を重ねに重ねてまいりたわけでござります。

最近の折衝の状況でございますが、最近は、例年にわたりまして海上保安庁による竹島の巡視を行っております。その巡視が昨年の十月に行われました結果を踏まえまして十二月に韓国側に対し抗議をいたしました。その際、わが方として、竹島がわが国の固有の領土であるということは明白であるという立場を改めて述べるとともに、竹島にあります構築物等を即時撤去するよう申し入れ、この問題の解決ということについての強い申し入れを行つた経緯がござります。

その後、ことなりまして二月に、大来外務大臣より在京の韓国大使に対しまして同様この竹島問題の解決についての申し入れを行いました。さらに、ことの四月でございますが、韓国外務大臣が日本に参りましたときに、大来外務大臣より、外務大臣レベルで改めてこの問題についての申し入れをさらに行つたという経緯がござります。

また、ことしの海上保安庁によります巡視は去る九月に行われまして、現在まだ外務省としてはこの正式の報告書を海上保安庁より受領いたしておりませんが、この正式の報告書を受領し次第、再度韓国側に対してもわが方の立場を強く申し入れ

る所存でございますし、この問題につきましては、平和的であります。この問題につきましては、外務省としても十分踏まえて解決をいたしてまいりたいと存じております。

○丸谷金保君 この問題につきましては、漁民の方の被害が一番多いので、よく水産庁へも行くようですねけれども、これは本質的に水産庁で、先ほど大臣が言つたように、片のつく問題でない。やはり当面の問題としては外務省だということを私も申し上げておきました。私のところへも来ましたので。

それで、ちょっともう一点だけ聞いておくんですが、これはいまいろいろな政策の関係でいつどおり當面の問題としては外務省だということを私は定かでないでしようが、外務省として日韓定期開催会議の議題としてのせるという考えはあります。

○説明員(股野景親君) 現在、日韓閣僚会議の問題につきましては、わが方の外交上の日程あるいは政治上の日程等を勘案して検討するという状況でございまして、まだ開催のめどを得るには至っておりません。したがつて、具体的な議題の中身についてもまだ考究には至つておりません。

○説明員(股野景親君) そうすると、日程に上つてきた場合に考える余地はあるんですね。どうなんですか。大臣の話合いでこの問題が話し合われた経緯がござります。今度の閣僚会議のときにも、この前まほどの御説明いたしましたように、公営住宅法の二十四条の三項で、建設大臣といたしましては、五十三年に建てかえることを前提といたしまして、同条の用途廃止についての承認をいたしましたのでござります。したがいまして、事実関係を調べたしましたところ、その承認の内容に適合していないことが明らかになりましたので、滋賀県を通しまして、かつ直接町長さんにお会いいたしまして、できるだけ早急に原状に回復されよう要請しているところでございます。

○丸谷金保君 自治省にお尋ねしますけれども、この公営住宅の老朽化したもののが用途廃止、これは建設省は非常に厳しいんですよ。これらについ�建設省の言うような形で書類を出さざるを得ない。しかし、その地域の実態はそうでもない、ことういうふうな例がよくあると思うんです。財政上の事情からある程度荒却もして、それを財源にして新しいのを建てていこうというふうな自治体経営の段階での苦労というのは随所にあると思うんです。

○説明員(佐藤和男君) お答えいたします。外務省結構です。それから建設省、実は滋賀県で、町が建設省から大分怒られているという、公営住宅関係の問題ございます。ちょっとと事実関係を。

先生のお尋ねは、滋賀県の甲西町という町でございますが、ここで昭和三十六、七年に建設いたしました公営住宅の団地がございまして、これを老朽化により居住の用に供することができなく、かつ、翌々年度、五十三年度にこれを建てかえたいということを理由として、昭和五十一年の七月の二十六日付で滋賀県を通しまして私の方にかけ止めして一層の努力を傾ける所存でございます。

○丸谷金保君 この問題につきましては、漁民の方の被害が一番多いので、よく水産庁へも行くようですねけれども、これは本質的に水産庁で、先ほど大臣が言つたように、片のつく問題でない。やはり当面の問題としては外務省だということを私も申し上げておきました。私のところへも来ましたので。

それで、ちょっともう一点だけ聞いておくんですが、これはいまいろいろな政策の関係でいつどおり當面の問題としては外務省だということを私は定かでないでしようが、外務省として日韓定期開催会議の議題としてのせるという考えはあります。

○説明員(股野景親君) 本件につきましては、いままで御説明いたしましたように、公営住宅法の二十四条の三項で、建設大臣といたしましては、五十三年に建てかえることを前提といたしまして、同条の用途廃止についての承認をいたしましたのでござります。したがいまして、事実関係を調べたしましたところ、その承認の内容に適合しないことが明らかになりましたので、滋賀県を通しまして、かつ直接町長さんにお会いいたしまして、できるだけ早急に原状に回復されよう要請しているところでございます。

○丸谷金保君 自治省にお尋ねしますけれども、この公営住宅の老朽化したもののが用途廃止、これは建設省は非常に厳しいんですよ。これらについ建设省の言うような形で書類を出さざるを得ない。しかし、その地域の実態はそうでもない、ことういうふうな例がよくあると思うんです。財政上の事情からある程度荒却もして、それを財源にして新しいのを建てていこうというふうな自治体経営の段階での苦労というのは随所にあると思うんです。

○説明員(佐藤和男君) 本件の実例になりまして、甲西町は、最近工場団地等が入りまして非常に住宅事情が逼迫している。公営住宅需要は非常に強調的であります。この問題につきましては、公営住宅の老朽化したもののが用途廃止、これは非常に苦労してということがありますのでね、それが住宅事情が困るのか、そういう実態の中での許可基準をもう少しちゃんとしてもらわないと、非常に苦労してということがありますのでね、そこから考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。ただ規則違反だというようなことでない。

○説明員(佐藤和男君) 本件の実例になりますが、甲西町は、最近工場団地等が入りまして非常に住宅事情が逼迫している。公営住宅需要は非常に強調的であります。この問題につきましては、公営住宅の老朽化したもののが用途廃止、これは非常に苦労してということがありますのでね、そこから考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。ただ規則違反だというようなことでない。

○説明員(佐藤和男君) 本件の実例になりますが、甲西町は、最近工場団地等が入りまして非常に住宅事情が逼迫している。公営住宅需要は非常に強調的であります。この問題につきましては、公営住宅の老朽化したもののが用途廃止、これは非常に苦労してということがありますのでね、そこから考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。ただ規則違反だというようなことでない。

がないような場合、それはやはり当然そのような形で用途廃止処分がされ、売却されるものというふうに理解してございます。

○九谷金保君 それは違うんですよ。たとえばいま用途廃止しよう、そして廃してしまわなければならぬというふうな公営住宅というのは、もう昭和二十年代から三十年代の初めにかけた非常にもう老朽化している、そういうのが多いわけです。ところが、それらを、私は現場へ行つてみないから確たることはわかりませんけれども、恐らくこれらは全国にそういう例たくさんあるんですね。そうすると、後高層の公営住宅に直すと、用途廃止をしてもらうことによつて非常に今度は住宅事情にもプラスになる環境のいいものに建てかえることができるんです。ところが、おたくの方は面積を絶対減らしちゃだめだというようなことに固執するから、古いやつをそのままにしておかなければならぬ、こういう事情が各地にあるんですよ。だから、たとえば十のうちの三壳つて、あと七で今までよりも環境のいい住宅団地ができる、そういう場合でも、売っちゃだめだというからやれないで、古いままがまんしなきゃならないというところがたくさんあると思うんです。原則としてとおたく言われるけれど、その原則が余り強過ぎるんだから、そこをひとつ自治省も考えて、そういう点、ひとつ遗漏のないようにお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(鷹長友義君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時五十七分休憩。

午後一時七分開会

○委員長(鷹長友義君) ただいまから地方行政委員会を開いたします。地方行政の改革に関する調査を議題といたします。休憩前に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○佐藤三吾君 きょうは時間がないのですから先に入りたいと思います。

犯罪被害者等給付金法がこの委員会でことしの四月に成立しましたですね。その関係と閣議決定の問題を中心にきょうはお尋ねしたいと思うんであります。

まず、公布されて、来年の一月一日施行ということで来ておるんですが、附帯決議の中でつけられた問題がどう処理されておるか。あの第三項の、裁定の調査のための専門委員の選任ですね。これで附帯決議を、より公正、厳正に人選をする意味でつけておるわけですから、これが一体に進められておるか、その点ひとつお尋ねしたいと思います。

○政府委員(金澤昭雄君) 専門委員の関係につきましては、現在人選をいろいろと検討中でございます。それから、政令、規則の関係でございますが、政令は十一月の四日に公布になります。現在国家公安委員会規則を作成中でございます。非常に他の官庁とのいふ調整がござりますので、慎重にいろいろと配慮しながら現在作成中でございます。

○佐藤三吾君 専門委員は、いつごろまでをめどにしておるんですか。

○政府委員(金澤昭雄君) ちょっとと現在のところ、時期は申し上げることができないのを残念に存じます。

○佐藤三吾君 附帯決議の中でも言つておりますが、これはなかなか、裁定をするにしても調査をするにしても、公安委員会ですが事実上は警察がやりますからね。そこで特にそちら辺は配慮しない構想なんですか。

○政府委員(金澤昭雄君) 重複しておきますのは、逃亡者英のほかに、いまお話しのございました重度障害者に対する一時金の支給といふことも構想の中に入れております。新聞に載つておられますのは、その点が外れて掲載されておる、こういうふうに理解をしております。

○佐藤三吾君 その中身を言ってください。どういう構想なんですか。

○政府委員(金澤昭雄君) ただいま現在は、実態調査を、現在新たに調査を計画中でございますので、この五十三年の調査結果以外のものはただいま把握しておりません。

○佐藤三吾君 そうしますと、さつきの重度の方について、全然概数もつかんでいないんですか。

○政府委員(金澤昭雄君) 重複しておきますのは、障害の程度を一級から三級までという線で、大体死亡被災者数の約一〇%ということで把握しておりますので、まあ大体そういうふうに考えております。

○佐藤三吾君 一〇%というと、大体数は何ぼですか。

専門委員をひとつせひやるべきだという決議をつけておるわけですが、そういう点については、何か選考その他の中で異論とかそういうものが出ておるんですか。

○佐藤三吾君 いまお話しのございました、専門的で、専門的な知識、経験を持つた人ということで現在検討中でございます。

○佐藤三吾君 そこ辺は決議を生かして十分、後で問題にならぬようにひとつ要望しておきたいと思います。

それから、この決議の五にあります犯罪被害者の遺見ですね、これに対し奨学資金といふことについては、けさの新聞でかなり大きく報道されたわけですが、これは、新聞を見ますと、十五億近い資金があとになつて、そしてそれぞれの額の給付の内容まで出でるわけですが、このようないふに新聞の内容をこのとおりに理解していくんですか。どうなんですか。

○政府委員(金澤昭雄君) 大体いまのところ構想として警察庁が持つておりますのは、おおむねこのような線でございます。

○佐藤三吾君 これにはあれはないですね、もう一つ同時に決議の中にあります重度障害というのですが、それはどういうふうになつてているんですか。

○政府委員(金澤昭雄君) 警察庁として持つておられますのは、逃亡者英のほかに、いまお話しのございました重度障害者に対する一時金の支給といふことも構想の中に入れております。新聞に載つておられますのは、その点が外れて掲載されておる、こういうふうに理解をしております。

○佐藤三吾君 その中身を言ってください。どういう構想なんですか。

○政府委員(金澤昭雄君) 重複しておきますのは、逃亡者英のほかに、いまお話しのございました重度障害者に対する一時金の支給といふことも構想の中に入れております。新聞に載つておられますのは、その点が外れて掲載されておる、こういうふうに理解をしております。

○佐藤三吾君 そうしますと、さつきの重度の方について、全然概数もつかんでいないんですか。

○政府委員(金澤昭雄君) 重複しておきますのは、障害の程度を一級から三級までといふ線で、大体死亡被災者数の約一〇%ということで把握しておりますので、まあ大体そういうふうに考えております。

○佐藤三吾君 一〇%というと、大体数は何ぼですか。

○政府委員(金澤昭雄君) 百二十名程度というふうに把握しております。

○佐藤三吉君 これは何年を区切りにしておるんですか。とにかく重度障害者は、事件によって生き残って重度障害になつておる人すべてを指すのですか。それとも二十年前なら二十年前にさかのぼつてということなんですか。そこら辺は遺児の問題を含めてどういう物差しをしておるんですか。

○政府委員(金澤昭雄君) 重度障害者は、前にさかのぼります年数の方は特に指定をしてございません。要するに、生存していらっしゃる方ということでおると、こういう方の数を把握したという状況でございます。

それから、遺児育英の制度につきましては、五十三年当時、そういうた通り魔犯罪による被害者の遺児で、小学校から大学校までその当時在学しておると、こういう方の数を把握したという状況でございます。

○佐藤三吉君 いや、私はきょう新聞を見て、児の問題しか出でていないでしょう。だから重度の人の場合には、これはやっぱり警察調査だけじゃなくて、本人からの届け出も必要だと思うんですね。けれども、そういう意味で何かこう配慮、配慮しないけれども、余り出たら困るということも含めて出さなかつたのだと思ったんだけど、そうじやないんですね。資料は出したんだけれども、新聞の方が出さなかつたと、そういうふうにとらえていいんですね。

○政府委員(金澤昭雄君) この新聞の記事は、特に取材のためにこちらから資料を提供したといふものではございません。

○佐藤三吉君 それはわかりましたが、せつかくの制度ですからね、徹底して、漏れのないようになぜか集約してほしいと思うんです。その点ひとつお願いしておきたいと思います。

それから、内閣來ていますか——九月十九日に、新宿事件の問題で、閣議決定で特別支給金を給付するという決定を行つたわけですが。この点につきまして志士議員の方から十月二十三日に

本委員会で質問をして、それぞれ政府側の答弁もいただいているのを、私も議事録を見ながらました。勉強をさせてもらつたんですが、どうも答弁を見ると解せないというか、納得がいかない点がたくさんあるわけですけれども、とりわけ、あなたの説明を聞いていますと、言うならば、端的に言えば、犯罪被害者救済法がある、ただ、これは施行

日が来年一月一日になつておる。そこで、それを前提に置いて何とかできないものかということがこの趣旨で、閣議の中で議論をして、そこで持つてきて措置をとらざるを得なかつた。こうしてきたのが四十八年に制定しておる自然災害の被災者の給付金ですか、これを持つてきて、この額を持つてきて措置をとらざるを得なかつた。こういうところに尽きるんじゃないかと思ひますが、

そういうふうに理解していいんですか。

○説明員(栗林貞一君) ただいま先生おっしゃいましたよなことが私どもずっと考えてきたこととほぼ合っていると思います。

ただ、金額の問題につきましては犯罪被害者等給付金支給法でいうようなものではない、見舞い金的なものでございますので、相当やはり抑えることになるだらうという感じは持つておつたわけ

○説明員(栗林貞一君) 閣議決定が行われました後すぐに警察の方にもお願ひいたしまして、具体的にこれに該当する者がどれくらいあるかという

ことを調査をお願いして大分わかつてきておりま

す。五月一日以降、まず最初の段階で八月末ごろまでの分についてどれくらいかということをいま見ておるわけでございますが、恐らくこれに該当する人は新宿の事件を含めまして十数人くらいではないかと思っておりますが、さらに細かい詰めを現在急いでおるところでございます。

○佐藤三吉君 十一月五日の、品川駅で酔っぱら

いに抱きつかれて線路に落ちた吉川さんとか、そ

れからちよつと日にちは記憶ないんですけど、中核派の方から革マル系五名がこん棒で殺されたとい

う事件等が次々出ておりますが、そういう人はどうなるんですか。

○説明員(栗林貞一君) 私どもも実はそういうふうに考へたわけでございます。

○佐藤三吉君 そうすれば、逆に言えれば、法律がございませんが、まず私どもの作業といたしまして、先ほど申し上げましたように、五月から八月末ぐらいいの分をいま細かくやつておるところでございまして、その後の問題につきましては、これから警察でお調べになつたことを具体的にお聞きして、これが具体的に適用されるかどうか決めていきました。

大変苦しいというか、どうしようもないからとうやらざるを得ないというようなことでやつたんだという説明を先回もしていますし、今回もしておるんですが、これは検察庁、自治省とも相談して決めたんですか。

○説明員(栗林貞一君) 関係省庁とはできるだけ相談をいたしております。自治省とおっしゃいましたが、自治省とは公式のというよりは、事実上いろいろ話を聞いたりするということはやっておられます。それから法務省とは、最初の段階から意見を交換したり、あるいはわれわれのつくった案を見せていただきながらやつてきておりま

す。

○佐藤三吉君 もうこれは作業やつておるんでしょ、現実に。どのくらいの該当者ですか。

○説明員(栗林貞一君) 閣議決定が行われました後すぐに警察の方にもお願ひいたしまして、具体的にこれに該当する者がどれくらいあるかといふことを調査をお願いして大分わかつてきております。五月一日以降、まず最初の段階で八月末ごろまでの分についてどれくらいかということをいま見ておるわけでございますが、恐らくこれに該当する人は新宿の事件を含めまして十数人くらいではないかと思っておりますが、さらに細かい詰めを現在急いでおるところでございます。

○佐藤三吉君 十一月五日の、品川駅で酔っぱら

いに抱きつかれて線路に落ちた吉川さんとか、それからちよつと日にちは記憶ないんですけど、中核派の方から革マル系五名がこん棒で殺されたといふ事件等が次々出ておりますが、そういう人はどうなるんですか。

○説明員(栗林貞一君) 私どもも実はそういうふうに考へたわけでございます。

○佐藤三吉君 事件については新聞では承知しておるわけでございませんが、まず私どもの作業といたしまして、先ほど申し上げましたように、五月から八月末ぐらいいの分をいま細かくやつておるところでございまして、その後の問題につきましては、これから警察でお調べになつたことを具体的にお聞きして、これが具体的に適用されるかどうか決めていきました。

○説明員(栗林貞一君) そうすると、調査は警察の方でや

ります。それは、警察の方で調査をして総理府の方に連絡

しますが、それと、あと内閣バのお話しがございましたが、これは、こういった特に被害者、加害者の関係で、いろいろと因果関係が強いといつたものについては、非常に問題な点だらうと思ひます。

○佐藤三吉君 大臣帰つてしましましたから。——いまだけ幅広く実事を集めまして総理府の方に連絡をするけど、こういつもりでやつております。

○政府委員(金澤昭雄君) ただいまお答えがありましたが、被害者と加害者の間にいろんな関係があるだけ幅広く実事を集めまして総理府の方に連絡の事務の進め方をそういうふうに決めておるわけ

いと思つておりますが、まあ一般論的に申し上げますと、被害者と加害者の間にいろんな関係があつて、そうつたことが原因になつたような、そういう背景があつて被害を受けておるというようになります。突然被害をこうむつて不慮の死を遂げたとかいうふうな方は、これに當たつてくるというふうに考えております。

○佐藤三吉君 だから、私はいま具体的にこう言つておるわけだけれどもね。これはあなたの方が突然被害をこうむつて死を遂げたとかいうふうな場合は、恐らくこれに當たつてこない。ただ、全く被害者に落ち度がないと、責任がなくて被害を受けたと。たとえば何の面識もないような方が突然被害をこうむつて不慮の死を遂げたとかいうふうな方は、これに當たつてくるというふうに考えております。

も、あなたは十月二十三日のこの委員会で、志苦議員の質問に対して、「なぜそういう来年の一月一日という施行日を、せっかく御要望があるのならもう少し、法律が成立後とか公布後とか、どうしてしなかつたんだと。予算にしましても、どうせ支給するとなり事故が起りますれば政府の義務でありますので、何もその予算の金額に縛られずに済むわけでございます。まあ不思議でならない措置について疑問を持ったわけです。

それはどういうことかというと、あの犯罪被害者救済法というのは、ぼくらは、あの法制定の状況から見ると、これは何月何日で区切つてそれ以前は遡及しないとかするとか、いうことではなくて、少なくともやっぱり被害者の皆さんにはこの際ひとつ国の手を差し伸べるべきだと、こういう観点から追及し、政府に迫つていったわけですよ。ところがこれは、ここに前の後藤委員長もいらっしゃいますけれども、与野党含めて攻めていたわけですが、結果的に政府は、一番初めは予算がもう決まつたからとかそれから衆議院がもう上がってきたからとか、こう言つておつたんですけれども、衆議院で決まつたから参議院でそれに従えといふばかなことはないじゃないか、予算が決まつたといつても、予算というのはそう大した額じゃない、あなたがおっしゃるようだからそんな問題はないじゃないかと、こういう話を詰めていったところどころでどうなつたかというと、いわゆる警察庁の事務が間に合わねど。こういうことで結果的に一月一日にせざるを得なかつたという経緯があるんですね。

ところが、立法院の中では事務的でできないと言つたのが、閣議決定ならさつとできる。それが予算の問題についても、あなたがおっしゃつたように、予算があるないと言つてみたって、当然これは法が成立したら國の義務であつて、予算がないとかあるとかいうことじやないじやないか

と、こういとも簡単に大臣は言われるわけだけれども、その大臣がどうして、閣議決定にあなたは賛成をしたというんだね。賛成をしたわけだ。

私が聞きたいのは、そういう立法の制定過程、務でありますので、何もその予算の金額に縛られずに済むわけでございます。まあ不思議でならない措置について疑問を持ったわけです。

経過というものを経たこの法案、そして現実にそれがどうなつたのでありますか」と、こういふ答弁をしていますね。私はきょうはこの問題で、先般の国會の中ですいぶん議論をした立場から、非常にこの措置について疑問を持ったわけです。

それはどういうことかというと、あの犯罪被害者救済法というのは、ぼくらは、あの法制定の状況から見ると、これは何月何日で区切つてそれ以前は遡及しないとかするとか、いうことではなくて、少なくともやっぱり被害者の皆さんにはこの際ひとつ国の手を差し伸べるべきだと、こういう観点から追及し、政府に迫つていったわけですよ。ところがこれは、ここに前の後藤委員長もいらっしゃいますけれども、与野党含めて攻めていたわけですが、結果的に政府は、一番初めは予算がもう決まつたからとかそれから衆議院がもう上がってきたからとか、こう言つておつたんですけれども、衆議院で決まつたから参議院で申し上げたのは事実でありますけれども、やっぱり法律が成立しました後、あるいはその施行日を、来年の一月などじゃないにもう少し早くすれば、これまでの強いて御意見等がありましたけれども、ああいう見舞い金制度が生まれたものと考えております。

そこで、せっかく御審議の過程において、もう少し適用日を早くすべきではないかという与野党挙げての強い御意見等がありました以上は、法律の問題によるものではないとしましても、何らかの形で少なくとも当委員会等の御了解をとつておくのがあるいは筋ではなかつたかと思います。ただ、私が至りませんのと、やっぱり法律の御審議をいただきまして現場にいなかつたといふようなこともあります私は心地を左右したのかもしれないが、しかし何かあるとかいうことじやないじやないか

い。金額もしたがって法律どおりとはいかぬけれども、また手続も根拠も法律でというわけにいかぬけれども、まあこれで政府の意のあるところはひとつみ取つていただきたいと、こういうふりであります。ああいういわば行政措置によつて解決したのではなかろうかと考えております。よかつたとは考えておりません。

○佐藤三晋君 そういう、法律の施行日を公布の日にできなかつたことは、もう事務当局である警察が事務上できないと、そういう一点張りに最後はなつたわけです。しかし現実に、閣議決定なら事務上できておるわけです。そうすれば、事務上できなといふ理由にはならない。

それからいままあなたが言つよう、それは当然国会と相談すべきが妥当だつたかもしれぬと、こ直ちにこの閣議決定ちょっと待てと、担当大臣としきやないんだから、委員長もどこか宇宙でも行つてゐるのなら別ですかと、おるんだから。

この行政措置の内容というのは、第一施行が五月一日であつたら八百万、これは額は少ないですよ、自動車の事故で死んだ場合で自賠責二千萬ですからね。この法律をつくつておるときからす。それにしても八百万、九百五十万ももらえるわけですね、権利として。それが今度は、閣議決定によれば、まさに見舞い金ですよ。そういうかつこうで四分の一以下に落ち込んでしまう。

私は、新宿事件にしてもそうですが、何か交通事故で自分がスピードを出し過ぎて事故で死んだというのならそれは自分の責任もありましよう。しかし、新宿のバス事件にしたつて、この事件といふのは、ほとんど本人に全く罪はないんですね。しかもふいにやられるわけです。そういった人たちにせめて国家責任として果たそうじゃないかとつくられた法律がこの法律なんだか

ら、犯罪被害者救済法なんだから。これをそのどちら、直ちにこの施行日の改正について、内閣ができないといふ理由にはならない。

私はやっぱり臨時国会も開かれておることだ

きぬなら議員立法でしてくださないと。いずれにしも許せないんですよ。

私はなぜ国会ときちっと協議して問題の処理をしようとしないのか。そんな閣議決定で、自然災害の被害の金額を持ってきたら、当然受けられる権利を結果的には見舞い金でこまかさような、こんな

が、大臣、これは、もう時間がありませんけれども、もし議員立法で与野党でこれがまとまれば、あなた、今度は政府はさわと受けますか。

○國務大臣(石破二朗君) 御意見でありますけれども、去る五月に慎重審議の上御決定いたい

あるいは政府の意見を申し述べる余地があるのかを結論づけます。もちろん、国会の御意思によつて法律を修正されますことにつきましては、こ

れは、政府の財政負担が増すというような意味であります。政府はさわと受けます。

○佐藤三晋君 もう時間がありませんからこれ以上言いませんが、これはひとつ大臣、あなたはそ

ういう態度になるなら初めからこういう答弁をしなければいいんだよね。こんな二十三日の答弁の

考へております。

○志苦裕君 もう時間がありませんからこれ以

う思つてます。

○志苦裕君 わざかな時間ですが、財政問題を中心にして少し伺います。

五十六年度の重点施策の第二は、「地方財政の健全化」という項目であります。まず、ここに

いと思うんですよ。そこら辺はひとつきちつとあなたの方でわきまえて、今後はこういうことのないようにしてもらいたいということを強く求めておきたいと思います。

それからもう一つだけ、問題が若干違います。事いたたきたいと思うんですが、愛媛県の新居浜で瀬戸都市下水路というのがやられておるわけ

ですが、この下水道がもう工事が完工して、そうしていわゆる建設省の検査が終われば直ちに補助金が出て完結する、こういうことで三年前にもう完成しておるんですが、何か知事と市との間がうまくいかず検査がなかなかやれない。建設省の方はもう三年前から補助金を支出する用意をしておるんだけれども、県の方がなかなか完工検査といふものをやらないためにそれができないできておる。その内容は何だということで調べてみると、全日本同和会というのがその中にはさんでいる。そうして、その同和会の県の協議会の会長は知事がやつておつて、別な問題で市と同和会が対立しておるわけです。そういう全然別な問題で市と話ができるないということを理由にして知事が

完工検査をしない、こういう内容になつておるようですから、この点については調査をして、その結果をひとつぞひ聞かしていただきたい。まあこれは人のうわさですよ、新居浜の市長は革新市長で、知事が自民党的な知識だものだから、この際ひとつ市長いじめをやるべきだということでやつておるのじやないかという風評もあります。そういうことはあってならぬことだけれども、もしそういうことがあれば、行政のルールはきめつと正していただく、この点をひとつ要求しておきたいと思つておきます。

体質、構造の問題でありますけれども、国、地方ともそういう経済成長の急激な落ち込みに――

方ともなかなかむずかしいことで、不可能に近いと申し上げてもいいと思いますけれども、これに機敏に、時期を失すことなく対応措置を講じなければなりません。しかしながらむずかしいところが今日、何と申し上げています。

いかよく表現できませんけれども、それがまあ体質と言えば体質、構造と言えば構造、国、地方ともそれに機敏な対応策がとれなかつたというところにあるんじやないかと思つております。

○志苦裕君 抽象的のようですが、財政危機の本質、基本的な要因と財政体質の健全性といふのはこれはつながつてくるわけでありまして、原油を例に引いて言えば、経済変動というものが大臣の認識のようです。

財政体質の健全性についてはちょっと私には余

政体質の健全性を回復するということが緊要の課題というのであります。大臣からまず基本的にこの地方財政危機の本質といいますか、基本的な要因と財政体質の健全性、ここに言うこの財政

象が起きましたその原因でありますけれども、志苦委員御承知のとおり、わが国の経済は昭和三十六、七年以降いわゆる高度の成長を遂げました。しかるところ、昭和四十八年でありますか、

い。

原油の値段が一挙に四倍になる、いわゆる石油ショックであります。その結果、外国もそうでありますけれども、日本全体の富がそれだけ産油国になりました。しかし昭和四十八年でありますからもう大きな問題になつておる。その原因集まつてしまつた。インフレと経済不況、これが解消されずに大きな問題になつておる。その原因

は、あれこれいろいろあります。それが解消されずに大きな問題になつておる。その原因

りびんと来なかつたんですが、そうなんでしようかね。私は、これから地方財政対策を考えていく場合、特に財政体質の健全性というふうなことになりますと、そういう経済変動に余り影響を受けない、そういう財政構造をつくりたいというふうなものに当然対策が連なっていくんだろうと思うのですね。そうなつてまいりますと、地方財政危機の本質なり基本的な要因というのは、経済変動というのは、もともと持つておつた地方財政の体質なり矛盾というものが経済変動によつてあらわになつて増幅をされたということだけであつて、基本的ににはやっぱり地方財政は危機的な構造といふものを持つていたのではないかというふうに私は考える。それがあるときにはそれで支障がないときもあるし、自然増なんかなほんほん入つてしまふしてね、それで間に合うときもあるし、さあそくならなくなると一遍にがたがくると、こういう基本的な体質なり要因というふうなものを持つておるところに問題があると思って聞いてみたわけですね。それを押さえてもらわないと、これから対策もまさに対症療法だけになつてしまふというふうな気がするんですが、その点はどうですか。

地方債に依存する状況から脱却をいたしまして、おっしゃりますように、長期的な安定を確保するというためには、今日では過去のいろいろな事柄も反省しながら、国、地方を通じて行政全般について見直しを行い、地方の自主性を強化するという方向で国と地方の適切な機能分担のあり方といふものを見出して、それに対応する適切な税財源の配分を図る必要があるというふうに考えておりま

たしますと、地方財政というものは住民の要請によつて、こたえてそれぞれの仕事をやつてきたわけであつたけれども、それの財源対策といつもののは国の責任において十分講じていくことが交付税法の趣旨等から見ても当然のことではないか。それがいろいろな國の施策やその他に基づいて仕事を遂行する過程で十分でなかつたから危機になつたのではなく、いかといったようなことも含めての御質問かもしらござい。どう、ひとつ面倒なことはいろいろござります。

左の欄に記載する所によれば、日本は、石油輸入額が増加するにつれて、その割合も増加する傾向にある。これは、日本の経済成長と密接な関係がある。そこで、石油の供給源である、アラブ諸国に対する対応策が、日本の政策では石油ショックに対する対応策が、日本の政府が間違つておつたかと申しますれば、いろいろ御批判はありますようけれども、産油国は別といたましても、石油輸入国の中でも石油ショックに対する対策、まあこれもあれこれ御批判はありますようけれども、わが日本政府が、民間の協力ももちろん尋た上でありますけれども、一番よかつた

「 」といふのは、もともと持つておつた地方財政の体質なり矛盾といふものが経済変動によつてあらわになつて増幅をされたということだけであつて、基本的にはやつぱり地方財政は危機的な構造といふものを持つていたのではないかといふうに私は考える。それがあるときにはそれで支障のないときもあるし、自然増なんかぼんぼん入ってきましてね、それで間に合うときもあるし、さあそぞらならなくなると一遍にがたがくると、こういう基本的な体質なり要因といふうなものを持っておるところに問題があると思つて聞いてみたわけです。それを押さえてもらわないと、これからの方策もまさに対症療法だけになつてしまふといふうな気がするんですが、その点はどうですか。

○政府委員(土屋佳照君) 現在の地方財政の危機

まして、なかなか具体的に今後どうするかどちらも、ことはむづかしい問題ではござりますけれども、地方制度調査会なりいろいろな各方面の御意見等も聞きながら具体的な方策を十分検討してまいり必要があるというふうに考えております。

○志苦裕君 大臣ね、これもひとつどうしても押さえておいてほしいのです。確かに経済変動、現象的には原油を引き金にする経済変動というふうなもののが国、地方を問わずそういう状況を出現をさせたことは事実でありますけれども、さあそぞなつてまいりますと、今度地方財政の危機的状況というものは、地方における財政運営の欠陥なんか、國の財政運営の欠陥なのかということをはつきりさしていただきなければならぬと思うのですね。この点はいかがですか。

一般的には反省もし、今後考慮していかなければいけない問題含んでおると思いますけれども、直にこれは國とか地方とかいうような言い方では解決し得ない問題ではなかろうかと思つておるわけでございます。

○志苦裕君　それは財政局長違うでしよう。あなた遠慮した物の言い方をしているのかしらぬけれども、現象面から見ても基本的な要因は経済変動だというのでしよう。そういう大きいマクロの意味で見て、そういう景気調整なり経済変動に対しても、地方財政なり地方行政がどんな能力を持つてますか。それはすべからく國が持つておるのでしょうか。ですから、まあ端々ありますよ。もうと工夫があつたらよかつたとか、そのときにあつて

のじやないかと私は申し上げてよからうと思いま
す。地方自治体になるほど一国の経済を左右する
力がないこと御指摘のとおりであります。國の責
任と言えればそれまででありますけれども、しか
し、石油輸入国の中で、いわゆる石油ショックを
それでも一番上手に乗り切ったのは日本が世界で
一、二を争う上手な措置をとつたのではなかろう
かと思います。そうしますると、まあ十分ではあ
りませんけれども、この辺である程度の御理解は
國民の皆さんにお願いできるんじやなかろうか
と、かのように考えております。

○志苦格君 いや、私は大臣と、日本の経済運営
が間違つておったかどうかということを議論して
いるわけではないのでありますて、それはそれで

「委員長退席、理事金井元彦君着席」
結果的には、国の財政も地方財政とともに大幅な財源不足を生じてきておる状況でございまして、一方、地方の財源不足額については、国としてもそれぞれその当該年度においては財政面に支障を生じないよう措置をしてきておりますけれども、たゞその結果、膨大な累積赤字を生じておることは事実でございます。
そこで、地方財政が交付税特会の借入金とか、うに、国がいろいろ今日までとつてきた制度の仕組み等に原因があるというよりは、やはり高度成長から今日の石油ショックに端を発した経済情勢の急激な変化によって生じてまいりました収支のアンバランスに起因するものであるというふうに私どもは考えておるわけでござりますけれども、

○政府委員(土屋佳照君) まあ結論的に國の責任とか地方の責任とかという形で、具体的にどちらかに欠陥があつたためにこういう状態になつたと思うのでございまして、どうな言い方はできないと思うのでございまして、國、地方を通ずるいろいろな仕組みそのものが実態についていけない結果になつたものであらうといふに考へておるわけですがございまして、経済社会の変化に対応いたしましてその都度適確な仕組みというものは考えられなかつたことはなかつたのだろうと思ひますけれども、一般的に、その他のものもろの要請もあつて今日までそれが大きな改革がされないままに続いてしまつた、その結果が今日のような極端な財政の悪化を来ておるわけでございまして、どこが責任というわけにはまいりません。

ただ、先生のおっしゃる趣旨からそんたくをい

少し早く手を打てばよかつたとかいろいろな問題はありますよ。月給がちょっと高いとか安いとかいろいろあるでしょう。しかし、基本的な問題はやっぱり国の経済運営、財政運営。早い話が地主税法一つとっても自治体がつくっているんじゃないのであって、事實上は地方税法でいわば組みが決められるわけでありますから、地方財政とことごくそういうのありますか。そうなつて今まで、やっぱり基本的に國のそういう制度運営なり財政運営の仕組みなり運用に基本的な原団がある。このところにこれはやっぱり思い切って取り組んでいかないで、そのところをほつらかしておきまして、端々の、重箱のすみをつくような節約を言つたってこれはだめですよ。このところを基本的に聞いているわけですよ。

○國務大臣(石破二朗君) なるほど、一国の經

五

くような節約を言つたくてこれはたまです。このところを基本的に聞いているわけですよ。

は経済変動とともに、日本が世界の、あるいは國の財政運営や經濟運営に影響を及ぼすことは、もう紛れもなく國の財政運営や經濟運営のしりが地方財政にあらわれておる。これに振

営なり財政運営の仕組みなり運用に基本的な原由がある。ここのことろにこれはやっぱり思い切

「どういふことをお聞きなさい。」

はありますよ。月給がちょっと高いとか安いとかいろいろあるでしょう。しかし、基本的な問題はやっぱり国の経済運営、財政運営。早い話が地主税法一つとってもみても自治体がつくっているんじゃないのであって、事実上は地方税法でいわば地主組みが決められるわけでありますから、地方財政のことごとくそういうのありますとか。そうなつて

いずれにいたしましても、これから財政体質を健全化していくとかそういうことを掲げる限りは、やはり基本的な要因というものがどこにあつたのかということを押えようという意味で、それでそれ以外に選択の道がなかった日本の経済運営であったがどうかは、これはそれが全体的な視野で見てまあこんなものだよというのか、いや間違つておつこというのか、もつとやり方があつた

でしょう。ですから、まあ端々ありますよ。ものと工夫があつたらよかつたとか、そのときにももう少し早く手を打てばよかつたとか、いろんな間

が間違つておつたかどうかと、ということを議論しているわけではないのであります。それはそれで

○吉苦裕君　それは財政局長達うでしょ。あなたが遠慮した物の言い方をしているのかしらぬけども、現象面から見ても基本的な要因は経済変動なり地方行政がどんな能力を持つてゐますか。それはすべからく國が持つておるの

の
つ
思
れ
れ
し
石川軍人曰く「おれらは日本、
それでも一番上手に乗り切ったのは日本が世界で
一、二を争う上手な措置をとったのではなかろう
かと思います。そうしますすると、まあ十分ではあ
りませんけれども、この辺である程度の御理解は
国民の皆さんにお願いできるんじやなかろうか
と、かように考えております。

○志苦裕君　いや、私は大臣と、日本の経済運営

過程で十分でなかつたから危機になつたのではなく、いかといったようなことも含めての御質問かもしれません。そういう面においてはいろいろと今一般的には反省もし、今後考慮していかなければいけない問題含んでおると思いますけれども、直ちにこれは国とか地方とかというような言い方では解決し得ない問題ではなかろうかと思つておる。

対する対策、まあこれもあれこれ御批判はあります
しょうけれども、わが日本政府が、民間の協力も
もちろん得た上でありますけれども、一番よかつた
のじやないかと私は申し上げてよからうと思いま
す。地方自治体になるほど一国の経済を左右する
力がないこと御指摘のとおりであります。国の責
任と言えどそれまででありますけれども、しか

たしますと、地方財政というものは住民の要請にこたえてそれを仕事をやってきたわけであるけれども、その財源対策というものは国の責任において十分講じていくことが交付税法の趣旨等から見ても当然のことではないか。それがいろいろ

れでは石油ショックに対する対応策が、日本の政府が間違つておったかと申しますれば、いろいろ御批判はありますようけれども、産油国は別といしまして、石油偷(ぬけ)りの中で石油ショックを左右する力は地方公共団体にはないわけであります。御指摘のとおりと思います。といって、そ

り回されたということしかないじゃないかといふことを私は指摘をしたわけであります。そのことの議論は余りやつておつても意味がありませんから次に参ります。

そこで次に、来年度の財源対策の重点といふことを書いてあります。特に国、地方間の財源配分制度の新しい提案などというものが自治省において用意されておるかどうか、この点お伺いします。

○政府委員(土屋佳照君) 来年度の財源対策をどのようにするかということにつきましては、来年度の景気の動向がまだわかりませんし、したがいまして税収の見込みもわからないし、いろいろな変動要因というものが多くて不確定要素も多いので、私も、どういう形でいくのかということは具体的には考えておりません。ただ、一般的に地方財政の運営に支障を来さないような方法をとらなければなりませんので、その意味で、もちろん税源の強化ということも頭に置きながら、特に地方交付税の所要額の確保ということ、できるだけ財源対策債は減らしたいといった考え方を基礎に置きながら、今後の推移を見守りながら私どもとしては対応を考えていきたいというふうに考えております。

○志苦裕君 そうしますと、いわば五十三からいまでの枠組みというものを決めて、ずっと、とりあえずと言えどりあります。大体こんな枠組みでいくということですか。

○政府委員(土屋佳照君) 必ずしも結論を出すわけにはまいりません。問題は、来年度の財源不足というものが一体どうなるか。それはやはり国の予算の動向とかいろいろな情勢を見きわめていかせんとわからないわけでございまして、財源不足の幅によりまして私どもの対応の仕方も変わってくるを得ないと思うわけでございます。そちらを見た上で私どもとしても判断せざるを得ないので、当然に同じ枠組みであるとかどうとかといふ結論はいま申し上げにくい状況にございます。

○志苦裕君 では、いまの段階では、財政規模を

どもとしては、いろいろな過去の数値あるいは経済の動向に対しても私どもなりのいろいろな推定をいたしながら、こういうふうに変化すればどう

すと大変怠慢に聞こえるわけでございますが、私どもとしては、いろいろな過去の数値あるいは経済の動向に対しても私どもなりのいろいろな推定をいたしながら、こういうふうに変化すればどう

なるかといったよなことはいろいろ議論もいたしておるわけでございます。しかし、何せ一番大きな影響のござります国予算の編成方針とかそれをいたしながら、こういうふうに変化すればどう

理化については推進体制の問題について、財政秩序の確立の問題については自治体の参加という問題について、第十七次地方制度調査会はそれぞれの全国的な連合組織は、地方公共団体の利害に関する法令の制定改廃について国会又は関係行政

二つは、皆さんごとし重点事項に掲げていることをいたしております。この点についてはどう

お申しますが、この点についてはどう

連絡を保つものとするほか、都道府県及び市町村の全国的な連合組織は、地方公共団体の利害に関する法令の制定改廃について国会又は関係行政機関に意見を提出することができるものとする等地方公団体の意向が国政に適切に反映されるようになりますが、この点についてはどう

方公団体の意向が国政に適切に反映されるようになりますが、この点についてはどう

でみますと、実は昔あったことが、外へ発表するほどの名誉な話でもないものだから警察庁で発表はしていない。それが何らかの機会で新聞記事になるというふうなケースも間々ありますのでね、これが実際に警察官の不祥事の件数だとも思えないのであります。この種の問題について、こういふわけであります。この種の問題について、こういふ不祥事というのは果たしてそういうものが近いのか、あるいは、果たしてそういうものが近年増加傾向にあるものなのか、大体こんなものなのか、毎年平らにこんなものなのか。あるいは、昔はもつといつぱりあつたんだが減ってきたのか。その辺の感触をひとつ述べてもらえませんかな。

○政府委員(金澤昭雄君) 最近、警察官によります不祥事件が相次いで発生しまして国民の信頼を失っているということにつきましては、まことに遺憾なことでありまして、現在、警察庁といてしましても、この防止に懸命な努力をしておるという状況でございます。

最近こういった事案がふえておるのか減つておるのかというふうな御質問でございますが、そう特にみておるということでもない、「安定しているのか」と呼ぶ者あり) 大体例年そう増減というものは余りないというような状況だと思います。

○志苦裕君 これが安定しておるのを困るけれども、まあそれは、警察官二十万人、人口二千万人の都市に行けばいろいろなのがいますわね。そういうふうに警察という社会を一つ考えてみれば、中には出来心のがいてもそんなに不思議なことでない場合によればあるいは人間らしいのかもしれない。しかし、警察官にはそれは許されないという厳しい制約もあるわけであります。

問題は、多い少ないは別といたしまして、何が原因だと思いませんか、あなたの方では。率直に言いまして、私から言わせれば、警察官もまた人間ですよ。しかし、これがある特殊な社会に封じ込まれて、そこだけのモラルを強制されるのかも知れませんけれども、しかし、やっぱり警察官も

人間であるという、ここにとどいた一つのポイントを置いた人事管理なり、そういうものが案外抜けているんじゃないのかという気もしないわけでもあります。早い話が、田舎の駐在さんで、たとえは悪いけれども、伴淳三郎が演じるようなちよつと年配の駐在さん、人から見るといい人だなと思いませんけれども、警察の世界では、あんなのはちよつとも偉くならぬわね、これ。一番ダメな口かもしらぬですけれどもね。ああいう人がだめにされるような何かそういう閉鎖社会というようなものに私一つ原因があるのじゃないかという気がしてならないのですがね。どうですか、その辺の点は。

○政府委員(金澤昭雄君) この不祥事案の原因について考えてみると、特にそういう事案を、概して原因がこういうものだというようなことはなかなかとらえにくくと思います。一つ一つのケースがまさにまた一つ一つの状況というものを抱えておりまして、やはり個人的ないいろいろな悩みであるとか生活の問題であるとか、そういうところが原因でこういった不祥事案が起きるというのが現実の姿でございまして、警察の社会がいろいろの開鎖社会とか階級社会とかいうようなことを見ておるといふことでもない、「安定しているのか」と呼ぶ者あり) 大体例年そう増減というのを見まして考へられないわけでございます。

○志苦裕君 それは、皆さんにそれに対して教育が実行されるのをこっちへ持つてこなさやならないというようなそういう問題もありますが、これが性格をひとつ説明してください。これは質問通告をしていかつたので恐縮ですが、警察庁の指揮権とでも言いますか、そういうものがある分野については強化しなきゃいかぬ、都府県にやっているのをこっちへ持つてこなさやならないというようなそういう問題もありますが、これらは質問の性質をひとつ説明してください。これは質問通告をしていかつたので恐縮ですが、

○政府委員(金澤昭雄君) 「八〇年代の警察」は、その表紙にも書いてあると思いますが、警察庁に当たって今後の情勢に対応した警察行政というものをどういうふうに持っていくべきかというそとの問題意識と、それに対する一つの研究をまとめたものをあらわしたものでございます。そういうことをあらわしたのでございます。そういうふうに「七〇年代の警察」ということでまとめまして、そのことをどういふうに持っていくべきかというものが絶対的に不足の形になつてゐるのではないか。これは五十五年十月二十五日地方財務協会発行、自治省財政局編で「国民生活と地方財政」という出版物が出ておりまして、この十ページの第五回でございますが、「地方財政財源不足額とその補てんの状況」が図示されておるわけでございます。これで見ますと、昭和五十年以降、歴年地方債の発行高もふえておりますし、それから例の交付税特別会計からの借入金もふえてきて、五十五年度は一番多くなつてゐるわけでございます。

○志苦裕君 これでやめますが、じゃ、これについて直接警察当局が答えるといふところではないわけですか。たとえば、これに基づいてわれわれが尋ねた場合に、皆さんが答えられるという性格のものじやないんですか。

たとえば「八〇年代の警察」という、こういう

レポート、これ、どこで出したのかわかりませんが、これを見て、皆さんがそういう点について少しぱか考へておると、こういう検討の結果があらわれたものでございます。八〇年代を展望した一つのレポートといいますか、考え方をまとめたものでございます。

○志苦裕君 いずれこれはまた別の機会に……。

○大川清幸君 私は、地方財政に関係をいたしまして、主に地方交付税等の問題にかかる事項について、順次御質問を申し上げたいと思います。今まで各自治体の経済力の格差がございまして、そうした地方自治体が住民の行政サービスのためいろいろな行なきやらない仕事がありますが、これを措置してきたことの効果については一応評価できる面もあるだろうというふうに思っていますが、しかし、近年のこの制度運用の上では、地方交付税そのものが実情に合わないといいまして、確かにいろいろな矛盾点が指摘をされてまいりました。たゞ、いろいろな問題でもあります。たゞ、いろいろな問題でもあります。たゞ、いろいろな問題でもあります。たゞ、いろいろな問題でもあります。たゞ、いろいろな問題でもあります。

○志苦裕君 いよいよこれはまた別の機会に……。

○政府委員(金澤昭雄君) いま申しましたよう

でございますが、まずこの点について大臣の御所感を伺いたいと思います。

○國務大臣(石破二朗君) 御承知のとおり、交付税率は国税三税の国と地方との配分を決める率であります。

か三三がいいのか、これはもう一概に言えないと思いますが、現在、國も地方も財源不足に困つておるのであります。交付税率を上げますと國がよいよ困るわけであります。やむを得ず、ある

とどうかという御批判もあるかもしませんけれども、財源対策債というようなものによって应急措置をとらざるを得ない、今日のところ

のことはもちろんわかりませんけれども、大体こ

ういうことでいかざるを得ないのじやながろうかと考えております。

○大川清幸君 いま大臣、もう先のことまで見越して、アップした方がいいのか、何%がいいのか

というようなことをちょっとお漏らしになりましたけれども、大臣御承知のとおりでしてね、この交付税率がアップを実質的にしたのは、まあ学者

その他の専門家の意見によつても、昭和三十一年に二五%にアップをした、四十一年に三三%になつておりますが、この間、今日までの処置につい

ては、むしろ國税の方の減税措置の見返りとして交付税率の調整をしてきて三三%になつたといふ経緯から考えますと、そういうことから考えますとやはり、それともう一つは、柴田氏なんかの意見では、四十一年現在で大体そうした見返り分等を見た上で地方財政とのかかわり合いを考えるとその時点に四〇・七一%でもいいんだというような説も出ているくらいですから、そういう点からいって、これは交付税率をもつと早い時期に、今日に至る前に手直しをしておく必要な時期があつたのではないか。今日は財政事情が厳しい背景があるので、ただいまのような大臣の御答弁になつたと思うんですけれども。こうした、もう二十年来この交付税率のことは論議をされてきましたので、指數の計算その他によつてはいろいろな

意見があるかもしないけれども、四十一年で四

年もこうした補てんの手続というか処置をしなければならぬような状況、これ自体がやはり地方

申し上げたように五十年以来直近五年間を取り上げてもこうした補てんの手續といふか処置をしなければならぬような状況、これがまたわざです。それが、先ほど

申し上げたように五十年以來直近五年間を取り上げた上で、もう一度御答弁を願

います。

○政府委員(土屋佳照君) ただいま御指摘がございましたように、特にこの昭和五十一年度以降地方財政は毎年大きな赤字を出しておりまして、その補てんは一つのパターンがございまして、交付税特別会計における借り入れとそれから財源対策債の増発といったようなことでございます。そういふ意味では、昭和五十四年度では実際に借り入れ配った交付税の額は国税三税の四七%にも及

び、五十五年度で三九・八%でございますから

も、國が公債を発行して財政規模をふやす、それに対応するものとしてどうしても地方財源の充実が必要だということで三三%に引き上げましたのは、先ほどおっしゃいましたような理由のほかに

も、國が公債を発行して財政規模をふやす、それ

なりなものになつてゐるわけでございます。

○大川清幸君 くどいようですが、もう一回重ね

て伺いますけれども、先ほど言つたように、こう

して配った交付税の額は国税三税の四七%にも及

び、五十五年度で三九・八%でございますから

も、國が公債を発行して財政規模をふやす、それ

なりなものになつてゐるわけでございます。

○大川清幸君 くどいようですが、もう一回重ね

て伺いますけれども、先ほど言つたように、こう

して配った交付税の額は国税三税の四七%にも及

び、五十五年度で三九・八%でございますから

も、國が公債を発行して財政規模をふやす、それ

なりるものになつてゐるわけでございます。

○大川清幸君 くどいようですが、もう一回重ね

て伺いますけれども、先ほど言つたように、こう

して配った交付税の額は国税三税の四七%にも及

び、五十五年度で三九・八%でございますから

も、國が公債を発行して財政規模をふやす、それ

なりるものになつてゐるわけでございます。

の変動要因というものがなお予見されるといった時期において、國と地方を通ずるこの苦しい中で最も直ちに交付税率、國と地方との基本的な財源配分の方式である率をわかに変えるということを主張したわけでございますが、結果としては、先ほど最初に申し上げましたような借り入れ等によって補てんせざるを得ないということをございまして、今後の問題としても、私どもは常にそういうことを頭に置いて、地方財政の運営に当たつたことを頭に置いて、地方財政の運営に当たつて検討は絶えずしていかなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

○國務大臣(石破二朗君) 五十六年度の地方財政は毎年大きな赤字を出しておりまして、その補てんは一つのパターンがございまして、交付税特別会計における借り入れとそれから財源対策債の増発といったようなことでございます。そういふ意味では、昭和五十四年度では実際に借り入れ配った交付税の額は国税三税の四七%にも及

び、五十五年度で三九・八%でございますから

も、國が公債を発行して財政規模をふやす、それ

なりるものになつてゐるわけでございます。

○大川清幸君 くどいようですが、もう一回重ね

て伺いますけれども、先ほど言つたように、こう

して配った交付税の額は国税三税の四七%にも及

び、五十五年度で三九・八%でございますから

した税源配分等の形を考えると好ましくないんですから上げる方向で努力をなさいますが、どうですか。

それからまた、附帯意見を無視したことについての御見解は大臣どうですか。

○國務大臣(石破二朗君) 五十六年度の地方財政規模をどの程度に落ち着けたらいいのか、経済の見通し等がまだはつきりしませんので何とも申しあげかねますけれども、恐らく地方交付税の税率を含め國の財政措置の強化を大蔵省に強く要求することになるであろうと考えております。

ただ、交付税率を上げるといふことは、國の見通し等がまだはつきりしませんので何とも申しあげかねますけれども、恐らく地方交付税の税率を含め國の財政措置の強化を大蔵省に強く要求することになるでしょうと考へております。

来の問題としては、いろいろな行政の見直しを踏まえながらやはり充実強化をしていくべきものだと思っておるわけでございます。

いま直ちにということになりまして私どもがそれができるかと申しますと、やはり国、地方を通ずる全体の財政のことを配慮せずに言うわけにはまいらない実情があるということだけは御理解を願いたいと思うでございます。

○大川清幸君 それでは次に別の問題に入りますが、今までの御答弁で、今度は不交付団体の性格についてちょっとお伺いをしてみたいと思うんです。

五十五年度の普通交付税算定の結果、これで大変特徴的な形が出ておりまして、四十七都道府県のうち交付団体は東京都を除く四十六団体。そのうち十一の府県は交付税額が前年より減少しております。とりわけ私は驚きましたのは愛知県ですが、これは減らされた金額が二百六十三億円余なんですね。前年度は三百億ちょつと欠けていますから、五十五年度の普通交付税が三百億近かったのが、わずか二十六億ですわ。これはゼロと同じですよ。不交付団体寸前というような形になりました。まあ愛知県の方で黙っているのかどうだかわかりませんけれどもね。それに次いでやはり大幅な減額は、大阪府の三百十二億円余。これも大きいです。五九・九%減っています。神奈川県は二百十一億円の減で五二・六%、前年比。これは大変大きいですよ。

この愛知県のように不交付団体寸前のかつこうになっておるわけですが、私の経験からいって、東京都の例なんかでも財源超過額といふか、ロス額が前年度から五百七十六億円もふえちゃって、繰り出し金その他やらなきやならないというような実情があるので、不交付団体である東京都でも財政といふのは決して十分な余裕があるわけじゃなくて、大きな赤字を抱えていま財政再建に努力している真っ最中。指定都市なんかでもやはり、そういう点から考へると、先ほどから申し上げているように交付は受けておらなくとも決して

財政的に余裕があるわけではないわけですね。まさかながらやはり充実強化をしていくべきものだと思っておるわけでございます。

○大川清幸君 いまのじやなくて実情よくなんですよ、どこの府県も。

今年度のようなこういう交付税率の算定結果が生じた根拠は何ですか、この激減は。

○政府委員(土屋佳照君) お示しのございましたが、昨年度の二団体に比べまして十一団体に増加をしておるわけでございます。その理由は、主と

して法人関係税を中心とした基準財政収入額の伸びが基準財政需要額の伸びを上回ったということになるわけでございまして、例として申されまし

た愛知県の場合も同じ理由でございまして、たとえば基準財政収入額の伸びが約二〇%でございますが、基準財政需要額の伸びが一・二%という

ことでございます。その結果二百八十九億から二十六億に減ったということでございます。

率直に申しまして、今年度の算定結果を見ますと、基準財政需要額は当初見込みの全体計画とほ

と税が、特に法人事業税が当初見込みを非常に上回ることになりましたこと、さらに五十四年度分の精算増もか

ましたことと、さらに五十四年度分の精算増もかなりあつたということ、その二つが重なりまし

て、法人関係税のウエートの大きな団体に非常に大きな影響を与える結果になつたわけでございま

して、そういった点では各算定を通じ、当該団体とは常に事務連絡もとり、やつておつて、当然納得の上といいますか、公然と、公にされた資料に基づいて算定をしておるわけでございまして、や

うかと思ひます。

○大川清幸君 私も状況を調べてみて、全国の基

準財政収入額の伸び率を大体割り出してみると一六・五%ぐらいに見ていて、それから、基準財政需要額の伸びについても一・三%、こういふうに見ていますから、基準財政収入額の伸びが大きいことから見て、こうした減額の現象が出

てきたんだろうということ。それから、ただいま御説明があつたように、法人二税など地方税の伸び率が、まあ実情大体それに合っているとおつしやつたので、年度末の決算を見なきゃこれはわかれませんけれども、かなり高く見積もつたのが幸

にして当たつたのかどうか、これは決算のとき

に一回チェックをしてみたいと思っているんですけど、かなり高く見積もつたんで、ぼくはこれは危ないんじゃないかと実は思つておつたんですが、ほぼ見込みどおりうまくいっているのならばそれはそれで結構なんですが……。

そこで、今回の算定結果で、こうした十一団体等は減額をされているわけですが、これらの地方自治体でも財政事情というのは、いろいろ首長さん方の懸念等を伺いますと、決して財政事情は好転していると言えるような状態ではないと思うんです。まあこうしたやり方は先ほどから御説明のありました通りで、交付総額の枠の中で配分技術と

してやらざるを得ないという結果だらうと思うの

で、昔から論議されているように、配分率等もい

ろいろ問題になつて、実情に合うとか合わないと

かといふような論議も繰り返されてきたんだらう

と思います。こういうような分配技術の上から考

えまして、先ほど大臣からも御答弁があつたんで

すが、財政の実情からいって不交付団体だから富裕団体と、東京都を含めて。私はそういう概念

を考え方は当たらないのではないかと思うんで

が、どうでしょうかね。

○政府委員(土屋佳照君) 交付税の具体的な算定は、御承知のように個々の地方団体ごとの基準財政需要額と基準財政収入額を積み上げて、その結果交付税額というのが決定をされる仕組みになつております。

○大川清幸君 富裕団体かどうか、これは財政の実情等にかかるもので、あんまりこれで論議をしていてもいたし方がないと思いますが、不交付団体にかかる問題で具体的に申し上げますと、たとえば義務教育職員給与費国庫負担金あるいは地方道路譲与税、次に国有提供施設等所在市町村助成交付金、こういうようなのですね。財政調整や各種の差等補助金、これらを含めてですが、

あるということは、これはもう御指摘のとおりでございます。そういう中でやるわけでございますが、普通交付税はまさに基準財政需要額が基準財政収入額を上回る団体に対して交付をされるものでございまして、そこで、るべき需要額、あるべき收入額ということを客観的にあるいは理論的に算定した結果、財源超過あるいは財源不足の団体というふうに分けられる。そして分け方は總体の交付税額の枠組みの中で考えるわけでございま

す。したがいまして、御指摘がございましたように、普通交付税の算定上、財源超過団体であることをもって直ちに絶対的な意味における富裕団体であるということは必ずしも適当でない場合もあるだろうというふうに私も考えますが、全体の地方団体共通の客観的な物差しを当てはめてみまして、その結果の財源超過団体であるということはこれは事実でありますて、いわば相対的な関係でございますが、その水準が高いとか低いとかいう議論はあるかもしれません。いまの仕組みのものでは団体によって、都市の態容によっていろいろ補正しながら実態に応じたものは見ておるわけですが、その水準が高いとか低いとかいうございますが、その水準が高いとか低いとかいう議論はあるかもしれません。いまの仕組みのもので見た場合に、超えておるかしないかということでも、いまおっしゃいました意味での富裕団体といふ言葉の使い方には問題があると思いますが、絶対的に富裕だという意味での考え方というよりも、不交付団体は財源超過団体だというふうに相対的に見ていくべきものではなかろうかと思つております。

うことでございますが、そこがなしえないところに実はつらいところがあるわけでございます。

○大川清幸君 まあこの問題は、確かに技術的にも把握したりするのはむずかしい、そうした問題もあることは理解できますが、公平を欠かないよう努力をしていただくよう願望をしておきたいと思います。

次に、地方交付税制度が何といつても地方財政制度の中心をなしておりますので、その点でこの地方交付税制度自体に今まで言つたように幾つか問題が明らかになつてきましたが、その中で、交付税算定が大都市への十分な配慮を欠いているのではないかという論議が専門家の中でも今日まで繰り返されております。他の政令指定都市なども同じような悩みを規模の違いはある程度などもやはり同じようないいろいろ御要望があるのではないかとおもいます。そこで、大都市につきましては、従来より地方交付税の算定の仕組みの中で、大都市に特有な財政需要を、あるいは他の地域に比べて増高するような財政需要を算定するためには、たゞ先生お示しのような流入人口が非常に多いというようなことにつきましては、特に各種の補正を適用しておるわけでございます。特に、たゞ先生お示しのような流入人口が非常に多いというようなことにつきましては、これに反対していくということにつきましては、これがやはり不適当なんじゃないかというような御意見も從来からございます。その辺をいろいろ彼とかあるいはまあ清掃費とか、こういった点ではそういうことを配慮した高い補正係数を使っていく。あるいは道路とか街路、こういった公共投資においては、そのままのベースで流入人口があえていくと、十年後には約三百万人に達するというようなことがございまして、こうした現象に伴つて、交通とか水道とか下水道とか清掃など、都市のこうした行政需要といふものがふえる一方なんですが、俗に、これは計算の仕方でいろいろ問題はあると思いますが、流入人口が十万人ふえるごとに必要公共施設の建設費だけで今日では一千億円前後の財源負担になるというような説まであるわけです。そこで、こうした点を考慮すると、この大都市の行政需要に対応する交付税ないしはその他の財政補助の措置を配慮する必要があるだろう、こういうふうに考えてございまして、こうした需要に対応するための財源は事業費補正として全額需要額の中に算入するようにしてもらわなければ大都市地方自治体の財政の硬直化というのを防ぐわけだと思います。ただ、現在ではこの種の補正につきましては、その大部分が御承知の地元財源が大きく不足をいたしておりまして、その点はどう考えますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 東京都等、大都市に

対する基準財政需要額の算定に当たりましては、これは地方交付税全体の算定の仕組みはまあ大変精緻なものになっているわけでございますけれども、各大都市の御意見、御要望を毎年のように聞きますして、できる限り対応をしてまいっておるわけでございます。

ただ、もちろん地方交付税の算定でございますから、やはり御要望の中には大都市以外の過疎地域などもやはり同じようないいろいろ御要望があるわけでございます。その中で、大都市につきましては、従来より地方交付税の算定の仕組みの中で、大都市に特有な財政需要を、あるいは他の地域に比べて増高するような財政需要を算定するためには、たゞ先生お示しのような流入人口が非常に多いというようなことにつきましては、特に各種の補正を適用しておるわけでございます。特に、たゞ先生お示しのような流入人口が非常に多いというようなことにつきましては、これがやはり不適当なんじゃないかというような御意見も從来からございます。その辺をいろいろ彼とかあるいはまあ清掃費とか、こういった点ではそういうことを配慮した高い補正係数を使っていく。あるいは道路とか街路、こういった公共投資においては、そのままのベースで流入人口があえていくと、十年後には約三百万人に達するというようなことがございまして、こうした現象に伴つて、交通とか水道とか下水道とか清掃など、都市のこうした行政需要といふものがふえる一方なんですが、俗に、これは計算の仕方でいろいろ問題はあると思いますが、流入人口が十万人ふえるごとに必要公共施設の建設費だけで今日では一千億円前後の財源負担になるというような説まであるわけです。そこで、こうした点を考慮すると、この大都市の行政需要に対応する交付税ないしはその他の財政補助の措置を配慮する必要があるだろう、こういうふうに考えてございまして、こうした需要に対応するための財源は事業費補正として全額需要額の中に算入するようにしてもらわなければ大都市地方自治体の財政の硬直化というのを防ぐわけだと思います。ただ、現在ではこの種の補正につきましては、その大部分が御承知の地元財源が大きく不足をいたしておりまして、その点はどう考えますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 東京都等、大都市に

たものを財源不足対策債という形で振りかえたわけでございますが、その振替の対象になつておるもののがほとんどでございます。したがいまして、ストレートに事業費補正の額が交付税にはそのままの年度では反映してこない。しかし、地方債の面につきましては、今後とも、長い期間でござりますが、反映をしてくるわけでございます。

事業費補正をどう扱うかということをございますけれども、交付税は国庫補助金ではございませんので、そういう意味で実態をそのままストレートに反映していくということにつきましては、ござりますが、反映をしてくるわけでございます。

それではやはり不適当なんじゃないかというような御意見も從来からございます。その辺をいろいろ彼とかあるいはまあ清掃費とか、こういった点ではそういうことを配慮した高い補正係数を使っていく。あるいは道路とか街路、こういった公共投資においては、そのままのベースで流入人口があえていくと、十年後には約三百万人に達するというようなことがございまして、こうした現象に伴つて、交通とか水道とか下水道とか清掃など、都市のこうした行政需要といふものがふえる一方なんですが、俗に、これは計算の仕方でいろいろ問題はあると思いますが、流入人口が十万人ふえるごとに必要公共施設の建設費だけで今日では一千億円前後の財源負担になるというような説まであるわけです。そこで、こうした点を考慮すると、この大都市の行政需要に対応する交付税ないしはその他の財政補助の措置を配慮する必要があるだろう、こういうふうに考えてございまして、こうした需要に対応するための財源は事業費補正として全額需要額の中に算入するようにしてもらわなければ大都市地方自治体の財政の硬直化というのを防ぐわけだと思います。ただ、現在ではこの種の補正につきましては、その大部分が御承知の地元財源が大きく不足をいたしておりまして、その点はどう考えますか。

○政府委員(土屋佳照君) いま實際は、御答弁のあつたおどり、下水道建設の元利償還費ですか、あるいは清掃工場等の建設費の元利償還費については、まあこれ実際地方公共団体の方から言いますと大変不満なんですが、これは需要額に算入されるのは五〇%なんですよ。ですから地方公共団体の方が

そういう事業をするのは大変なんですね。こういうことがあります。國の方の財政の苦しいのはわかるけど、これはちょっとやはり全額需要額に入れるような、あるいはそれに近い額でももう少し状況を考えて緩和していただきかねと、これは先々地方公共団体の財政が苦しくなると思うのが一

点。それから、これは國と東京都とのお約束で、國の方からお決めになつたので、現在の東京都の營団とか交通局の地下鉄の助成ですな、これは折半のお約束があるんだと思うんですけども、実際には六割が算入されて、その半分というと三割といふことになるんですね、計算技術上の詳しいこと

は私わかりませんけれども、そんなことになつたときでござりますが、事業費補正と申しますのは、これは大

体昭和三十年代の後半ごろから地方交付税の算定の中でできるだけ実態に近い算定をする必要のあるものにつきましてはそういうものを取り入れてきたわけでございます。ただ、現在ではこの種の補正につきましては、その大部分が御承知の地元財源が大きくなつておらず、その点からも起つてくる、こう思いますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 東京都等、大都市に

て、財政負担は大変大きなもので、五十五年のべ一歳で四百五十六億円を留保財源から負担をしていますし、五十二年度決算までしか出でていませんのでその後はわかりませんが、累積で五千七百五十六億円という充當をしているんです。まあ東京都の方はこれは規模が大きいからこういうでかい金額になるんですけども、その他の指定都市なんかでも、下水道その他いろいろ財政の厳しいところについては訴えてきておりますが、こうした点を考えますと事業費補正なんかについてはもう少し配慮をしていただいた方がよろしいというか、

もその方向での努力はしていただけますか。○政府委員(土屋佳照君) 先ほど審議官からも申上げました意味での地方交付税における普通帳面補正、投資補正、事業費補正等、いろいろな面で大都市の実態に合うような改善努力というものは今後とも続けてまいりますし、まあ地下鉄助成の問題とかいろいろございます。かねがね関係省庁とそれぞれいろいろな点で意見も交換しておるわけでございますけれども、私どもとしては地方団体の財政運営全般にわたって円滑な運営ができるようになりますように推進することが責務だと思っておりまして、できるだけの努力を傾注してまいりたいと存じております。

○大川清幸君 努力をしていただきることは大変望ましいといふふうに私は思つておりますけれども、その方向での努力はしていただけますか。○政府委員(土屋佳照君) 先ほど審議官から申上げました意味での地方交付税における普通帳面補正、投資補正、事業費補正等、いろいろな面で大都市の実態に合うよう改善努力というものは今後とも続けてまいりますし、まあ地下鉄助成の問題とかいろいろございます。かねがね関係省

庁とそれぞれいろいろな点で意見も交換しておるわけでございますけれども、私どもとしては地方団体の財政運営全般にわたって円滑な運営ができるようになりますように推進することが責務だと思っておりまして、できるだけの努力を傾注してまいりたいと存じております。

○大川清幸君 努力をしていただきることは大変望ましいことで結構でございますが、重ねて念のためお伺いをしておきますが、東京都と國の間の折半のお約束が、實際には、算定の基礎額というんですですか、算入される金額は六割。これ、根拠は何ですか。

○政府委員(土屋佳照君) どうも突然のお尋ねでございまして、ちょっと具体的な中身については私ども詳しい調査をしてまいりませんでしたが、おおしゃった点についてよく実態を調べましてその約束があったのかどうか、そちらについてちゃんと確かめてみたいと思いますが、そういうことがあつたかどうかは別といたしまして、合理的な方向を見つけていかなければならぬと思います

ので、そういう点調査した上で、かつたそういう面での努力をいたしたいと思います。

○大川清幸君 それでは次に、ちょっと問題が変わりますが、都と区の制度について一、二点お伺いをしておきたいと思います。

地方自治法の改正で、二十三区が一般市並みの権限を有するようになって、この五年間で各地元住民といいますか、都民の間にも自治体としての、何というか、形が定着をしてきたように思います。規模からいいますと、小さな区で二十万を超過しておりますし、大きいところは、世田谷なんか八十万超しましたですね。こういう、規模から考へると、地方の都市なんかから見ると、人口だけでも大変規模が大きいわけですが、こうした都と区の関係、従来のいろいろな行政上のかかわりがありますので、一気にいろんなことが改められるとは思いませんけれども、たとえば財政運営面で言うと、都区財政調整交付金ですかあるいは国民健康保険の調整交付金の合計が三千億円なんということと、東京都と区の間がいつもこれが論議的になつたりするというような財政上の問題もまだ未消化といいますか、こなれてきていないというふなことがあります。区長公選にもなりましたし、区の独自性、自主権の確立という点から考えたならば、将来、何といいますか、地方の市並みの体裁というか性格というか、権限を持たせるような方向で改革を考えが必要があるのじやないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(砂子田隆君) ただいまお話ししがございましたとおり、区長の公選を採用いたします際に、実は、第十五次の地方制度調査会におきまして、「東京における地方制度については、大都市として一体的に処理することを必要とする機能は都が処理することとし、特別区は住民の日常生活に密着したサービスを提供する地方公共団体としてその機能の充実強化を図ることにより、相互の責任の分担と連絡調整のもとに当面する諸問題に對処することが適當である」という答申をいただ

きました。これに基づきまして、実は、特別区の事務処理をどういうふうにするかということを内規で反映させなきやいかぬという事務につきましても、実はこれは特別区に移したわけでございまして、まだいまの答申にもございましたように、一体的に処理しなきやならぬ、社会経済的な一体性を考えなきやいかぬということで、廃棄物の処理でありますとか、消防でありますとか、下水道でありますとか、ごみでありますとか、そういう問題につきましては一応都に留保をいたすことになりました。さらに、今後のいろいろな事務形態の問題があるということございまして、そ

ういう意味で都と特別区との間の調整を図るために都区協議会の制度を設定をするということで現れました。さらに、今後いろいろな事務形態の問題があるということございまして、そ

ういうことをあわせながら引き続き検討をしてまいりまして、その方向で検討はさせていただきます。それでも、そういう大都市の問題ということについてやはり検討を加えていくことが必要であろうと、これはちょっとと小さいんですが、実務的な問題なんでお伺いをしておきたいんです。

現在、いろいろな特別措置として、都と区の間で事務にかかるいろいろなケース、不都合なケースがあるんです。これは地方自治法施行令附則第六条の二の二項ですか、その規定によつて、たとえば保健所なんかでは非常に困るんですけれども、食品衛生監視業務をやる職員とか、あるいはビル衛生監視業務などをやる職員、これが、人数が非常に小さいんですけども、これは事務レベルでの現場で困っている問題なんで御意見伺いたいのですが、この食品衛生監視員の方は七保健所に二十八人、それからビル衛生監視業務の方は五保健所で十五人というようなことで、これは四十九年の改正當時の実情はそれでよかつたようになります。ところが今日になりますと、あれから五年たちまして、何かこう中途半端で、この職員たちが居候の感じになつております。そういう点から考へると、こうした地方自治法の施行令の附則などに明確に規定されている問題なんかも思ひませんが、やはり職員の間でどちらも肩身の狭い思いをするといふふうなことはできるだけ早い時期に解消してもらつた方がいいのではないかと思いますが、いかがですか。

まあこのほかにもいろいろありますけれども、ちょっとと代表的な例でひとつ。

○政府委員(砂子田隆君) 御案内のとおり、この

お話をしましたが、あるいは特別区の区域のそういう大都市の問題を考へますときには、いろいろな問題を考へますときに、いろいろなところで議論が出ておりますが、あるいは区の再編成の問題が出でまいりましたり、あるいは都と特別区の間ににおける問題といふことも、さらに大都市の問題といふものを考へます場合出てまいるものですから、

そういうことをあわせながら引き続き検討をして、このときには都と区との間の御意見を聞きながら実は六条の二の措置をいたしたわけあります。大川清幸君 それで、ただいまの問題についてやはり検討を加えていくことが必要であろうと、これはちょうどと小さいんですが、実務的な問題なんでお伺いをしておきたいんです。

現在、いろいろな特別措置として、都と区の間で事務にかかるいろいろなケース、不都合なケースがあるんです。これは地方自治法施行令附則第六条の二の二項ですか、その規定によつて、たとえば保健所なんかでは非常に困るんですけれども、食品衛生監視業務をやる職員とか、あるいはビル衛生監視業務などをやる職員、これが、人数が非常に小さいんですけども、これは事務レベルでの現場で困っている問題なんで御意見伺いたいのですが、この食品衛生監視員の方は七保健所に二十八人、それからビル衛生監視業務の方は五保健所で十五人というようなことで、これは四十九年の改正當時の実情はそれでよかつたようになります。ところが今日になりますと、あれから五年たちまして、何かこう中途半端で、この職員たちが居候の感じになつております。そういう点から考へると、こうした地方自治法の施行令の附則などに明確に規定されている問題なんかも思ひませんが、やはり職員の間でどちらも肩身の狭い思いをするといふふうなことはできるだけ早い時期に解消してもらつた方がいいのではないかと思いますが、いかがですか。

まあこのほかにもいろいろありますけれども、ちょっとと代表的な例でひとつ。

○政府委員(砂子田隆君) 御案内のとおり、この

お話をしましたように、食品衛生監視員あるいは環境衛生監視員、こういふのをどういうふうな

の辺がやはり都全体を考えます場合の、都からの一つの問題の提起になるだらうと思います。そういう点を解明をしませんと、なかなかこの事務処理というのを一元的に、はい、ようございますと言ひわけになかなまいらぬのですから、そういう点を考え、あるいは、公団の方の話がまとまりましたら、また各省の方への窓口として私の方がやるのはやぶさかありませんが、考え方の基本にありますのは、やはり自治体を強化していく、あるいは自治体の自主性というものを尊重していくというのが本来のたてまえでありますので、そういう方向で努力をしていきたいと思っております。

○大川清幸君 もう時間がなくなりましたが、要望を兼ねまして、通告していなかつたんですが、大臣にちょっと御意見だけ聞いておきたいと思います。

通告してなくて大変恐縮ですが、実は、去る八月十四日山梨県側で、富士山で落石事故があつて、砂走りで大変気の毒な死傷者も出たわけでござります。これは国土庁がキューになって八省庁ですか、まとめてこれの対応をなさつておるようでございますし、また地元では、山梨県事件は山梨ですが、富士山そのものを考えますと静岡県、建設大臣にも関係があるわけですねけれども、これは、高いところへロッククライミングなんかで登る場合には重装備をしたり大変な心の準備もいたしますが、富士山は大変姿がいいし、簡単に登れるし、従来事故がないということで、私も事故があつてから現場へ、六合目まで登つてみたんですが、かなり寒い日でもシャツ一枚で若者が登つてきたりして、後でかぜを引くなんというようなこともあります。それからガス事業法の上で規制が設けられていれば、ガス漏れ検知器の付設義務、これは法律に関係が出てきています。それからガス事業法の上での対応を整えて対応を注意もする警察もそうした体制を整えて対応をするというようなことが進められているようでござります。

○國務大臣(石破二朗君) 御要請でありますか

終わります。

それから、大渡りといつて、昔から地元の方は、あそこのところは昔の方の知恵で一番上のこの砂走りの上、渡るところですけれども、これは早く渡りなさいということの言い伝えになつてゐるだそうです。あの上の方から落石事故があつたわけですが、国土庁の大塚政務次官にも直接私お願ひはしてあるんですけど、安全対策が物理的に、技術的にできるならばあの大渡りの上の方へ何か防護策ができたらやつてもらいたいし、下山道は砂走りを利用しなきやならないが、谷間ではなくて、そこにはしてあるんですが、安全度が確保されるし、下山道はやはりあとそこを使わないと将来ともに困るんだと書いておりました。その点の配慮をしてこの安全対策あるいは地元の県との相談にかかりました。

静岡駅前のガス爆発事故の対策、あれは国土庁が中心になつて対策を取りまとめるということにいまでもなつておるのですが、関係省庁が七つあるのだそうで、富士山の山崩れの問題、御指摘のとおりであります。恐らく関係省庁たくさんあるだろうと思ひます。そういうものがやつておる。大震災が発生した場合は十分乗つていただきたいと思う点が一点です。

それから、もう一点は、静岡県のガス爆発でいろいろ問題になりました。東京都その他でも、地下街を持つているところではそれぞれ各市長さん、県知事さんが対応をしているようです。これがどこかに避暑地ででも行つております。それで、いざ大地震が起つた場合に、それじや综合治理大臣はどこへ行つておるか、あいにく日曜日でございましたのでどこかへゴルフに行つております。それじゃ官房長官はどこに行つておるか、これはどこかに避暑地ででも行つておりました——これは行つてもいいことですから、そういうふうなものを寄せ集めてさあ対策をと、こういうことになりますと、いつのことやらわからぬ。

そこで、当地方行政委員会の皆さんにお聞き取れていますが、まあ論議になつていてると思いますが、これが何を思つておられるように把握をされておりますか。

○説明員(淺野裕喜君) 環境庁におきましては、空きかんの散乱の実態を把握いたします目的で、この八月に全国の約三千三百の地方公団体を対象にいたしまして、散乱の状況等の実態調査を実施いたしております。現在、その調査票の回収が終わりまして、コンピューターで処理すべく集計中でございまして、年内にはその結果を取りまとめてレポートとして公表いたしたいと考えております。さような状況でございますので、全国的な状況の把握につきましては、レポートの取りまとめにしばらくお時間をいただきまして、発表を申し上げる考え方でございまます。

〔委員長退席、理事金井元彦君着席〕

○佐藤昭夫君 時間ですから終わります。

まず最初に、最近全國的に深刻になつています散乱廃棄物、空きかん問題について、幾つかお尋ねをいたしたいと思います。

この問題については、御存じのように、すでに十九日全国の都市清掃会議、ここでも特別の決議が行われ、来る十一月の二十日には京都市で百都市による連絡協議会を結成をして、國の積極的な指導方向を求める、非常に大きな全国的な運動になつてきているわけですから、まず、環境庁にお尋ねをいたします。

〔理事金井元彦君退席、委員長着席〕

○佐藤昭夫君 時間ですから終わります。

まず最初に、最近全國的に深刻になつています散乱廃棄物、空きかん問題について、幾つかお尋ねをいたしたいと思います。

この問題については、御存じのように、すでに十九日全国の都市清掃会議、ここでも特別の決議が行われ、来る十一月の二十日には京都市で百都市による連絡協議会を結成をして、國の積極的な指導方向を求める、非常に大きな全国的な運動になつてきているわけですから、まず、環境庁にお尋ねをいたします。

このような空きかんの散乱状況、全国的にどうい

うことです。私の聞き及んでいるところでは、全國的にいわゆる空きかんが約百億、そのうち六〇%、六十億ぐらい未回収の状況で散乱をしているといふにも聞いておるわけですけれども、御存じのように、いま京都市で空きかん散乱防止の条例をつくりたることが問題になつておりますが、京都市の清掃局が行いました調査を見ますと、京都市で年間約一億五千万個、四百カ所に散乱をしておる。そのうち、一日トラック二、三台で回収をしなくちやならぬところが八十カ所もあるという、まさにすごい状況になつておるわけであります。そこで、このような膨大な空きかんの散乱状況は、町の美観を損なうだけでなく、衛生的に交通安全の上からも非常に重大化をしておる。そうした点で、いま触れました京都市を初め町田市等々、すでに多くの自治体がその対策に苦慮をしているところであります。

これら廃棄物の対策については、もちろん国民のモラルの問題を否定するものではありませんが、しかし、本來的に、廃棄物処理法第三条、ここでも明確に書いておりますように、その第一項、いわば「事業者は、自らの責任において適正に処理しなければならない。」また第二項で、「適正な処理が困難になることのないよう」事業者はしなくちやならぬのだといふに法に書いておりますし、また、同法の施行についての依命通達と、こののが出ておりますが、この依命通達の一の四項、ここにおいて、一般廃棄物に該当する場合でもその処理に事業者は責任を有するものだといふに明確に記述をしているわけあります。こうした点で、先日、十月の二十四日の衆議院の環境委員会での野党委員の方の質問に答えて、鯨岡環境庁長官が答弁をなさっていますように、この問題については、本來的に事業者すなわちメークー側に回収処理の責任を求めていくと、こういう方向を、国としても自治体としてもそういう方向を目指していくというのが当然の方向だと思いますけれども、この点についてどうでしょうか。

○説明員(浅野植悦君) お答え申し上げます。この散乱空きかんに関連いたしまして、先生御指摘のように、関係する立場といてしましては消費者もございますし、清掃事業体たる市町村もござります。また、散乱する場所の土地の管理者、さらには、いま御指摘のような販売業者等を含めました広い意味での関係業者という立場、おおむね四つぐらいの立場があろうかと思います。さらには、いま御指摘のような販売業者等を含め、費者もございます。また、散乱する場所の土地の管理者、さらには、いま御指摘のように、関係する立場といてしましては消費者もございますし、清掃事業体たる市町村もござります。また、散乱する場所の土地の管理者、さらには、いま御指摘のような販売業者等を含めました広い意味での関係業者という立場、おおむね四つぐらいの立場があろうかと思います。さらには、いま御指摘のように、関係する立場といてしましては消費者もございます。また、散乱する場所の土地の管理者、さらには、いま御指摘のような販売業者等を含めました広い意味での関係業者という立場、おおむね四つぐらいの立場があろうかと思います。さらには、いま御指摘のように、関係する立場といてしましては消費者もございます。また、散乱する場所の土地の管理者、さらには、いま御指摘のような販売業者等を含めました広い意味での関係業者という立場、おおむね四つぐらいの立場があろうかと思います。

○説明員(浅野植悦君) お答え申し上げます。この散乱空きかんの問題につきましては、先生御指摘のように、まず、消費者が投げ捨てるという行為そのものに問題があるわけでござりますが、環境美化という観点から、そういう消费者的行動につきましてのモラルの高揚というものがまず第一番として引き続き努力をしなければならないと思ひます。それと、家庭から出される空きかんを含めて、こういったものをどう処理し、また資源化していくかということになりますと、消費者の責任のみならず、市町村なりあるいは関連する業界の方々も、なし得る協力をお互にし合つて、この再資源化なり処理の円滑化というのを図つていく必要があるのではないかと考えております。

○佐藤昭夫君 答弁に少しオブラーートをかけておられますけれども、私も質問の段階で、国民のモラルの問題を決して否定するものではないけれども、この再資源化なり処理の円滑化といふのを図つていく必要があるのではないかと考えております。

○説明員(杉戸大作君) お答えいたします。三条一項においてございますが、この三条一項におきまして、「事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」というよう規定しております。しかし、この空きかんにつきましては、そのかんの製造業者、販売業者等の事業活動に伴つて生じた廃棄物とは言えないのですが、三条二項においてございますが、これは、そのかんの責任を持たせるというようなことはちょっとできないと存じます。

それから、三条二項についてでございますが、いわゆる適正処理困難物にはこの空きかんの場合には該当しないのです。申しますのは、この廃棄物の適正な処理が困難ということをございます。これが、これは廃棄物の収集、運搬及び処分を適正に行なうことが困難であるという意味でござります。具体的に申しますと、適正処理困難物であるか否かの目安といたしまして、現行の処理技術で適正な処理が困難な化学的性状を有するかどうかであります。そのため、私が先ほど引用をしましたように、廃棄物処理法の第三条の規定、さらにはこの依命通達、ここであえて、一般廃棄物に該当する場合でも事業者はその処理に責任を有するといふふうに入っているのでありますから、そうした点は否定できませんね。

○説明員(浅野植悦君) せんたつての衆議院の環境委員会での長官の答弁の中では、いまお話しのよくなお答えをいたしておりますが、これは環境府のステーション——集積場所でございますが、そこから適正な処理が困難かどうかということにかかることがあります。したがつて、三条二項とはこの空きかん問題はちょっと目的を異にするものでございます。

○説明員(杉戸大作君) 依命通達は、具体的に廃棄物処理法第三条二項の条項の適用問題といふことになりますと、実は、先生御承知のように、厚生省の御所管でございますので、具体的に対する責任を追及し得るかということになりますと、これは厚生省さんが重点解釈をされるものではないかと思います。

○佐藤昭夫君 それでは、厚生省の見解を。

○説明員(杉戸大作君) お答えいたします。三条一項についてでございますが、この三条一項におきまして、「事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」というよう規定しております。しかし、この空きかんにつきましては、そのかんの製造業者、販売業者等の事業活動に伴つて生じた廃棄物とは言えないのですが、三条二項においてございますが、これは、そのかんの責任を持たせるというようなことはちょっとできないと存じます。

それから、三条二項についてでございますが、いわゆる適正処理困難物にはこの空きかんの場合には該当しないのです。申しますのは、この廃棄物の適正な処理が困難ということをございます。これが、これは廃棄物の収集、運搬及び処分を適正に行なうことが困難であるという意味でござります。具体的に申しますと、適正処理困難物であるか否かの目安といたしまして、現行の処理技術で適正な処理が困難な化学的性状を有するかどうかであります。そのため、私が先ほど引用をしましたように、廃棄物処理法の第三条の規定、さらにはこの依命通達、ここであえて、一般廃棄物に該当する場合でも事業者はその処理に責任を有するといふふうに入っているのでありますから、そうした点は否定できませんね。

空きかんにつきましては、これは散在いたしておるものでございまして、その散在を防止するとあるいは收集するという、そういう行為につきましては、この三条二項にちょっと該当しないのございます。三条二項は、その收集された廃棄物のステーション——集積場所でございますが、

をしているか、これはよく御承知のはずです。

幾つかのことと申上げてみたいと思うんですが、たとえば空きかんの回収処理費、これも京都市の推計数字ですけれども、ごみ処理の予算面で、この空きかんの回収処理のために使われておるという金が大体八円六十銭ぐらい。原価計算上は一個について約五円。まあボランティアなんかの協力を得てあとと集めておるわけですからども、こういうものを労力費換算をすれば三十円から三十五円ぐらいになるという資料が——これは京都市に限りません、町田市なんかでも同じような数字が出てますけれどもね。片一方、メーカーのかんの引き取り費、これは幾らかと言えれば、一個当たりブリキかんについて二十五円、それからアルミかんについては一円五十銭。大体百円ジユースでかんの費用というのは三十円ぐらいだというふうに言わわれているわけです。ところが、いよいよ回収の段階で、メーカーが引き取るというのにはまことにささいな額にしか勘定しない。それを自治体がかわって仕事をやりますと、さつきから挙げておるようになに大変な負担がかかるでいる。結果としてそれは住民の負担に帰結をしてくるわけですから、そういう姿になっているという問題が一つあります。

それからもう一つは、メーカーはつくり放しで、後の回収は考えないということで、かんの生産量、これが、私が聞いた数字でいきますと、ブリキかんについて、昭和四十六年三十四万一千トンから、五十三年七十万五千トン、七年間に二倍以上にブルキかんがあえていますし、アルミかんについては六千六百トンから三万六千九百トン、五倍以上にあえている。これだけのスピードでどどっとかんをつくっている。ところが、回収については先ほどから繰り返し言つておること。それから自動販売機、これが京都市でも九千六百九十四台あるわけですが、その自動販売機でかんを扱っているのは八一%。その自動販売機にかん入れ容器をそろえているのが七〇%。そな入れ容器をメーカー負担で設置をしている

というのはそのうちの一〇%にすぎないということ

で大変なことになるだろうと思うんです。それよりかむしろ、そういうものでもうけるんだから、自分で回収すればそれだけの経費がかかるんだ

といふらば、何かその辺に、税金で取るとか、

主義といいますか、ということで、たとえばかんについても、ブリキかんについてあたはアルミニウムやリサイクルするという、このことのためにずいぶん再利用の

技術指導が十分やられておるというような節も見られない。

こうした点で、メーカー側の、それはもうつくづくと、こういう状況で済むのか。環境庁の先ほどの答弁もありましたし、私が冒頭に触れました十月二十四日の衆議院の環境委員会で、鯨岡長官とし

ては、廃棄物処理法の精神からいって、事業者、

メークー側に一定の回収処理の責任を求めていく

うか。

でこいつを集めて歩けということになると、これで大変なことになるだろうと思うんです。それよりかむしろ、そういうものでもうけるんだから、自分で回収すればそれだけの経費がかかるんだといふらば、何かその辺に、税金で取るとか、

ともあなたの指導というか指導監督援助の傘下にある全国の多くの自治体が、今日、もう何とかしなければ町の美観も大変なことになるし、衛生上

も安全上も大変なことになるというこのいろんな苦闘の中から、いまこういう方向が必要じやないかということを提言をしてきておる。そのこと

に真っ当に担当大臣としては耳を傾けてもらつて、そういう自治体関係者の努力と力を合わせてどういう解決をやっていくかという、私はその姿勢を本当に聞きかつたんですよ。どうですか。

○國務大臣(石破二朗君) どうも御質問の趣旨をお聞きになつて、どういう御見解でしたか

ちよつと勘違つた筋もありまして、失礼しました。

やつぱり市町村あるいは県、どっちにやついても、一番困りますのは——京都の神社仏閣でございませんとまだそれでも拝観料、参拝料というものが、おさい錢がその名所に入るんです。ところが、国立公園。御承知のとおり国立公園に入るのは無料であります。面積が広うございます。あそこには捨てられたら、県にしましても地元の市町村にしましても、これは全く持ち出しになつちゃう。まあみやげ物屋とかなんとか、何ばかりいますけれども、泊まつてくれりやいいのだけれども、近ごろのように交通が便利がよくなりましたから、自動車に乗ってきて、見て、ごみ捨てて帰つちやう。地元は何ら益するところはない。そういうのをどうするか、そういう問題が残りますけれども、私は考え方の問題で、だれに収集の責任を負わした方が国民経済上なり本当の環境保護のために実効が上がるかという考え方の問題だらうと思います。

私は、いまの法律のもとでも、行政指導を徹底をしていけば、行政指導を強化をすれば、事業者、メーカーに回収処理の責任を求めていくといふ

う方向はそれはずだというふうに思ふんですけれども、しかし、それがどうしてもいまの法のもとでは限界があるというのであれば法改正を検討するというのも一つの方向ですね。いずれにしても、そういう方向を持ちながら、いま自治体が本当に苦闘をしておる、この苦闘の姿、それを真

つに受けた自治大臣としてはがんばつてしまふ。担当省庁でないというのだったら、幸い環境

府長官もそういう答弁をしておるのでですから、環境

ら、さつきもほかの例で出ていましたけれども、この問題についてはいろんな各省庁にまたがる。そういうややこしい問題がありますけれども、省庁間でよく相談をし合って問題の前進を図っています。くといふことで、自治体にお金を出しなさいと、こんなことを私言っているわけじゃないんです。やっぱり、どう見たって、それがすべてと言わないにしても、事業者であるメーカーの側がもわないので、事業者であるメーカーの側がもつとこの空きカバンの回収処理の問題についてその責任の一定部分を持つていくという方向が追求されてしかるべきじゃないかという問題として言っているんです。どうでしようか。

○國務大臣(石破二朗君) 何とかして、御質問の御趣旨に沿いますとお答えしたいんですけども、メーカーの責任でとおっしゃるお気持ちはよくわかるんです。しかしながら、メーカーというものは、申し上げましたとおり利潤を追求するものでございます。これは元が取れぬことにはやりません。自社の製品の空きカバンが全国にばらまかれているのを自分で回収せといふことにありますと、相当の金を原価に入れなければつくるはずはないと思うんです。そのことはかえって消費者に迷惑じゃなかろうかと思いますので、その点はさらに検討をさしていただかなければなりませんが、関係庁と協議して、現在地方自治体が困っております空きカバンの処理が何とか円滑に進むようという努力は払っています。

○佐藤昭夫君 しかし、事業者、メーカーは利潤の原理で動いておるからといふようにおっしゃいますけれども、しかば、公害防止の問題はどうなるんでしょうね、その論理でいけば。利潤の原理があれうとも、やっぱり国民に公害をたれ流す、こういうことはとめなくちやいかないうことでいろいろな幾つかの法律をつくってきているわけでしょう。そういう見地からいって、この問題についても、とにかくえて利潤の原理で動いている相手だからといふ、この論法を繰り返し大臣が口にされるということについては私は心外ですね。

○國務大臣(石破二朗君) 私の舌が足りませんで出したものでございますから申し上げたんです。遠方までとすることが主として申し上げたかったわけでもござります。公害になるほど企業の責任にしており返しますけれども、空きカバンというのは全国どこにばらまかれるかわからぬ、そのものを自社で回収せいということになると大変な金になるだらますますが、その及びます範囲等から考えますと、そないうことが主として申し上げたかったわけでもござります。京都でやりますと、その京都で空きカバン条例専門委員会で出されられており返しますが、その及びます範囲等から考

えます。京都でやりますと、その京都で空きカバン条例専門委員会で出されられており返しますが、その及びます範囲等から考

えます。京都でやりますと、その京都で空きカバン条例専門委員会で出されられており返しますが、その及びます範囲等から考

えます。京都でやりますと、その京都で空きカバン条例専門委員会で出されられており返しますが、その及びます範囲等から考

えます。京都でやりますと、その京都で空きカバン条例専門委員会で出されられており返しますが、その及びます範囲等から考

えます。京都でやりますと、その京都で空きカバン条例専門委員会で出されられており返しますが、その及びます範囲等から考

えます。京都でやりますと、その京都で空きカバン条例専門委員会で出されられており返しますが、その及びます範囲等から考

えます。京都でやりますと、その京都で空きカバン条例専門委員会で出されられており返しますが、その及びます範囲等から考

えます。京都でやりますと、その京都で空きカバン条例専門委員会で出されられており返しますが、その及びます範囲等から考

えます。京都でやりますと、その京都で空きカバン条例専門委員会で出されられており返しますが、その及びます範囲等から考

話し合って意見の一致をつくり上げていくと、この自治体の努力にひとつ呼応してそういうことをやつしていくという指導をぜひやってもらいたいといふふうに思ふんですが、どうですか。

○政府委員(砂子田隆君) 先ほど申し上げましたように、この行政事務条例が法律に違反しない限り適法であるということをお話しを申し上げました。学者の意見もありますとおり、なかなか問題はむずかしい。たとえば、京都市における空きかんの条例をつくりましても、そこに入つてくる、入浴者というのがあるわけです。入浴者が勝手に捨てていったものを京都の市民がそれに対して負担をする、あるいは、この問題で見てみますと、上乗せの金額を払つて空きかんを回収するという

ようになりますと、京都市民に対して著しい不当な負担を強いているということにもなりかねません。ですから、そういうことを全体的に考えてみませんと、条例をつくりましても、その後の条例における有効性と申しますかあるのは効率性と申しますか、そういうところからなかなかむずかしい問題が派生するだらうと思つてゐるわけです。

日本全国的に行つていう方法でありますれば、それは何らかの方法において空きかんというもの收回する方法、手だてというのがあるでしょ。たとえば、今までやつております酒びんですか、そういうものの上乗せの方法で、持つてき人には回収をしてあげますよといふ制度があるわけですが、そういう制度を導入をしていくという方法でありますれば、あるいはできるかもしれません。そういうことをいろいろ考えてみますと、特に先ほど申し上げましたのは公共団体がそういうことを先導的に……

○佐藤昭夫君 ちょっと、私、余り時間がないから、答弁を簡単に。

最後にお尋ねをしておきますが、この問題にもいうのは可能といたしましても、そういう広域的な問題を一市の中で全体を解決するというのは大変むずかしいと思いますので、その辺のことは今

後の検討課題にさしていただきたいというふうに思ひます。この行政事務条例が法律に違反しない限り適法であるということをお話しを申し上げました。学者の意見もありますとおり、なかなか問題はむずかしい。たとえば、京都市における空きかんの条例をつくりましても、そこに入つてくる、入浴者というのがあるわけです。入浴者が勝手に捨てていったものを京都の市民がそれに対して負担をする、あるいは、この問題で見てみますと、上乗せの金額を払つて空きかんを回収するという

○國務大臣(石破二朗君) テーブルに着くだけなら着けと要請しますけれども……

○佐藤昭夫君 着かぬことには話にならぬです。には話し合ひになりますと、それはあるいは

○國務大臣(石破二朗君) そうです、着かぬことには話し合ひになりますと、それはあるいは

いいかも知れませんが、京都の空きかんの清掃に付いては幾らかでも負担しましよう、それじゃ大阪はどうしてくれる、東京はどうしてくれる——同じメーカーだったとします——そうなりま

すと、京都の空きかんを回収するために金が幾ら幾らかかる、したがつて自分の製品は幾らで売らなければ採算に乗りませんと、京都だけ高くする

というわけには私はいまいと思ひます。したがいまして、非常にむずかしい問題でありますから、簡単にテーブルに着けと、承知しましたといふわけにはまいりませんが、よく検討させていただきます。

○佐藤昭夫君 そういう問題であればこそ、京都とほかの県と値段が違うとか、それから、京都ではこうする、どこではどうすると、そういう問題があればこそ、今日もはや国のレベルとしての指導方向をはつきりすべき局面へ來てゐるんじやないかといふふうに思ひます。

○國務大臣(石破二朗君) 直接の所管大臣でありますので、責任を持つたお答えはできませんが、ただいまの御発言の趣旨、所管の大臣にはよくお伝えいたします。

○佐藤昭夫君 もう余りあと時間ございませんが、別に問題で少し御質問をしておきたいと思ひます。

「一つ目には、料理飲食税の免税点問題であります。ですが、すでに、たとえば十月一日付で全国中小業者団体連合会、これが自治大臣あての飲食税の免稅点引き上げの申し入れが提出をされておる模様でありますけれども、この問題について自治省と

の中では、今後の行政のあり方、行政の簡素効率化といふうたい文句で、「個人、家庭、地域社会、公共団体、民間企業等が責任を負うべき範囲」を明確にする、そこから行政が責任を負うべき事項でも、適切な方法で民間企業等に行わせることもあります。

○政府委員(石原信雄君) ただいまお話しのよう�습니다。この行政事務条例が法律に違反しない限り適法であるということでお話しを申し上げました。学者の意見もありますとおり、なかなか問題はむずかしい。たとえば、京都市における空きかんの条例をつくりましても、そこに入つてくる、入浴者というのがあるわけです。入浴者が勝手に捨てていったものを京都の市民がそれに対して負担をする、あるいは、この問題で見てみますと、上乗せの金額を払つて空きかんを回収するという

○國務大臣(石破二朗君) そうです、着かぬことには話し合ひになりますと、それはあるいは

いいかも知れませんが、京都の空きかんの清掃に付いては幾らかでも負担しましよう、それじゃ大阪はどうしてくれる、東京はどうてくれる——同じメーカーだったとします——そうなりま

すと、京都の空きかんを回収するために金が幾ら幾らかかる、したがつて自分の製品は幾らで売らなければ採算に乗りませんと、京都だけ高くする

というわけには私はいまいと思ひます。したがいまして、非常にむずかしい問題でありますから、簡単にテーブルに着けと、承知しましたといふわけにはまいりませんが、よく検討させていただきます。

○佐藤昭夫君 そういう問題であればこそ、京都とほかの県と値段が違うとか、それから、京都ではこうする、どこではどうすると、そういう問題があればこそ、今日もはや国のレベルとしての指導方向をはつきりすべき局面へ來てゐるんじやないかといふふうに思ひます。

○國務大臣(石破二朗君) 直接の所管大臣でありますので、責任を持つたお答えはできませんが、ただいまの御発言の趣旨、所管の大臣にはよくお伝えいたします。

○佐藤昭夫君 もう余りあと時間ございませんが、別に問題で少し御質問をしておきたいと思ひます。

「一つ目には、料理飲食税の免税点問題であります。ですが、すでに、たとえば十月一日付で全国中小業者団体連合会、これが自治大臣あての飲食税の免稅点引き上げの申し入れが提出をされてお

りませんが、別に問題で少し御質問をしておきたいと思ひます。この行政事務条例が法律に違反しない限り適法であるということでお話しを申し上げました。学者の意見もありますとおり、なかなか問題はむずかしい。たとえば、京都市における空きかんの条例をつくりましても、そこに入つてくる、入浴者というのがあるわけです。入浴者が勝手に捨てていったものを京都の市民がそれに対して負担をする、あるいは、この問題で見てみますと、上乗せの金額を払つて空きかんを回収するという

○國務大臣(石破二朗君) そうです、着かぬことには話し合ひになりますと、それはあるいは

いいかも知れませんが、京都の空きかんの清掃に付いては幾らかでも負担しましよう、それじゃ大阪はどうてくれる、東京はどうてくれる——同じメーカーだったとします——そうなりま

すと、京都の空きかんを回収するために金が幾ら幾らかかる、したがつて自分の製品は幾らで売らなければ採算に乗りませんと、京都だけ高くする

というわけには私はいまいと思ひます。したがいまして、非常にむずかしい問題でありますから、簡単にテーブルに着けと、承知しましたといふわけにはまいりませんが、よく検討させていただきます。

○佐藤昭夫君 そういう問題であればこそ、京都とほかの県と値段が違うとか、それから、京都ではこうする、どこではどうすると、そういう問題があればこそ、今日もはや国のレベルとしての指導方向をはつきりすべき局面へ來てゐるんじやないかといふふうに思ひます。

○國務大臣(石破二朗君) 直接の所管大臣でありますので、責任を持つたお答えはできませんが、ただいまの御発言の趣旨、所管の大臣にはよくお伝えいたします。

○佐藤昭夫君 もう余りあと時間ございませんが、別に問題で少し御質問をしておきたいと思ひます。

「一つ目には、料理飲食税の免税点問題であります。ですが、すでに、たとえば十月一日付で全国中小業者団体連合会、これが自治大臣あての飲食税の免稅点引き上げの申し入れが提出をされてお

りませんが、別に問題で少し御質問をしておきたいと思ひます。

「一つ目には、料理飲食税の免税点問題であります。ですが、すでに、たとえば十月一日付で全国中小業者団体連合会、これが自治大臣あての飲食税の免稅点引き上げの申し入れが提出をされてお

ただ御案内のように、地方財政の現状は大変深刻になつてきておりまして、現状におきましては、現行の税制の中でできるだけの税収を確保し、大幅な財源の不均衡の状態を少しでも改善していかなければならない。行政水準を維持するためにもそのような努力が必要である、こういう状況でありますことと、それから、初めにも申し上げましたけれども、現在の免税点の水準におきましても、かなりの程度の消費者の方が課税対象から外れている、免税点の恩恵に浴していると、こういうような状況にありますので、たくさんの要望が出されていることは重々承知しながらも、地方財政の現状においてはこの引き上げがなかなかむずかしいということで、現在引き上げについては検討をしていないという実情にござります。

○佐藤昭夫君 事情はよくわかるけれども、地方財政の現状からむずかしいんだと言われるわけで、決して減っていないわけですね。お手元に数字ありますね。さつき言いました各年度、大体二年サイクルで見直しをやつてきているけれども、決して税収は、そのことによつてどんどん減るということになつてない。むしろ、だんだん逐年ふえてきているのが姿でしょう。だから、そういうふうに私は思ひますけれども、どうですか。

○政府委員(石原信雄君) 免税点の引き上げによる減收の影響が、料理飲食等消費税全体の收入の中での程度影響しているか、この分析はなかなかむずかしいのであります。確かにいま御指摘のようないくつに過去において免税点の引き上げが行われた年度の料理飲食等消費税全体としての収入額は、その前の年に比べて若干ずつ伸びてること

は事実であります。

ところを検討しなきゃならないと思うのであります。

影響が余りないんだという断定をすることは非常

にむずかしいと思います。そのときどきにおける減一般的な消費の伸びと免税点の引き上げによる減

収の関係がどのように絡み合っているかといふことを検討しなきゃならないと思ひます。

私どもも、御指摘のようなことがよく言われるものですから、過去において免税点の引き上げが行われた年度において、その免税点が引き上がるまでから、収入帰属から見ると、四月から十月までの税収額とそれから十一月から三月までの税収額の伸びのぐあいを調べてみると、免税点の引き上げの行われなかつた年度においては従前の伸びのトレンドが変わらないで伸びておるのに対し、免税点引き上げが行われた年度はいずれも行わられる前の中半期に比べて下半期は落ち込んでおります。したがいまして、私どもは、免税点の引き上げによる減收を少しでもカバーしようといふことで、各自治体において微収に努力されるといふべきことは事実でありますので、やはり免税点の引き上げによる減收をすべきだということについての検討は、当然今後行なきゃならないと思つております。ただ私どもの見通しといいましてから、現状認識について申し上げた次第でござります。

○佐藤昭夫君 最後に一つだけ聞いておきますが、いわゆる宅地並み課税問題、これについても、私どもの党としては、つとにこういう宅地並み課税制度といふのは廃止をすべきだということを一貫して主張をしてきておるわけですから

してきましたといふことは、いわゆるC農地について一段階課税を検討をしているといふような報道があつたり、あるいはA・B農地についても減額措置をとつてある自治体については現在交付税で補てんをしているわけですが、これの制度が五十七年度までといふことです。五十七年度を待たず五十六年度からこの交付税補てん措置をやめるんだといふようなことが検討をされているといふような報道がいろいろされているわけですけれども、もしこういうようなことであればこれは重大問題といふふうに思ひますが、それは事実かどうか、自治省としてはどういう見解かといふことを最後にお尋ねをして、もう時間ですで終わります。

○政府委員(石原信雄君) 市街化区域農地の課税の適正化問題につきましては、御案内のようになつては、この答申の趣旨にのつとりまして、関係業者からは非常に強く要望をされておる。国民の側からもこれは結局国民の負担にかかる問題として強い要望が出されておるということと、それから上半期、下半期といふお話をなさいましたけれども、免税点を引き上げることによってその年度

の税収が大きく落ち込んだと、そういうことはないといふ点から、いまここですぐ結論は出ないと

思ひますけれども、少なくともこの免税点問題をひとつ自治省としてこれから検討課題にすると

いふことについてはどうですか。

○政府委員(土屋佳照君) 地方交付税におけるいわゆるA・B農地の固定資産税に係る減収補てん措置は、地方税制度におきます減額措置との整合性を保つという意味で行われておるものでございまして、その前提となる税制度のあり方とあわせておりますから、市街化区域農地に対する課税の適正化措置がどう検討され、どういうふうに動いていくかということと

あわせて検討をすべきものでございます。したがいまして、一部の新聞で五十六年度から地方交付税による減収補てんをやめるのではないかといつたような方針を決めたがごとく報道されたことにつけましては、私どもは何らそういったことについては方針を決めていないということを申し上げております。

○佐藤昭夫君 一段階の新聞報道は、いわゆるC農地の宅地並み課税の問題でございますが、これについてどのように課税の適正化措置を進めていくかにつきましては、これから検討事項でございまして、新聞等で報じられているようないわゆる一段階方式でどかということは、私ども具体的に決めた事実はございません。

○佐藤昭夫君 終わります。

○伊藤都男君 私は最初に、午前中に質疑がありました例の国鉄再建法の関連につきまして、一、二点自治大臣の見解をお伺いしておきたいと思います。

国鉄の再建法は、御承知のように六兆円の累積赤字をたな上げする、三十五万人体制にするそれから例の地方線の廃止、これが三本の柱で、御承知のところでござります。この問題について、特に地方線の問題でござりますけれども、これに

ついてはもう十年来さまざま取り組みが行われ

てきたわけでございます。御承知のところだと思ひます。たとえば、四十三年の国鉄諮詢委員会の答申に基づいて、八十線区二千六百キロメートルの路線をバス転換する、こういう方向が打ち出されています。ところが、五年間で十一線区百二十キロの廃止にとどまっている、まさに目標の二十分の一というような状況であります。また六年には、国鉄基本問題調査会を中心にして、例法で言われております四千キロメートルの路線の廃止の問題が果たして実現できるとお考えになつておるのかどうか、その辺のところを自治大臣の基本認識をお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(石破二朗君) 今後の政令のつくり方いかんにもよりますけれども、せっかく提案いたしました国鉄の再建法案であります。御審議の上御可決いただくことができますならば、何としても国鉄の再建の一つの大きな柱としてこれらの実現に努力しなければならないものと考えております。

○伊藤都男君 まあ実現に努力をしなければならないことは、それは大臣の立場からして当然だと思うのでございます。

そこで、これは午前中の質問の中で、運輸省との統一見解の問題が出されました。これは第三セクターとの関連で出されておるわけであります。が、この統一見解は、十一月五日の参議院の本会議において、総理大臣と自治大臣の御答弁が微妙に食い違っていた、したがって統一見解が出されましたが、こういうふうに理解をしているわけです。総理大臣は、地方が要望すれば第三セクターで大いにそれを推進をしていきたい、こうしたことであります。しかし自治大臣は、国鉄という専門家が一生懸命やって赤字を出しているんだから、第三セクターなんということになればこれは当然もう赤字が予想される。したがって、地方自治体が参

加することについては慎重に検討をしてきめなければならぬと、微妙に食い違つておるわけですね。そこで、きょうの午前の質疑におきまして、とにかく地方財政の現状から考えて、慎重にこの問題は対処をしていきたい、第三セクターへの参加については慎重に対処をしていかなければなりません。しかしながら、その点の御見解をお伺いしておきたい。

○國務大臣(石破二朗君) 繰り返しになりますけれども、関係地方自治体等におきまして、何としても鉄道を残していくたい、自分たちがこれの経営に参加すれば必ず健全経営ができるのであるとおもふるのかどうか、私たちはその後ずっと赤字で経営しておらずして、お困りのようになります。その後私は知事をやめましたからわかりませんが、私のときは、初めに申し渡しましたとおり、一切めんどうを見ませんと言いましたが、まあ一年間の後、私がどういうことに相なつておりますかわかりませんけれども、自治省といたしましては、その辺慮と、各地方自治体が慎重に御検討の上第三セクター問題には取り組んでいただきたいと、かように思いました。

○伊藤都男君 しかし、仮に大臣、そういうことを言われましても、地方の自治体がいろいろ協議をした結果、最終的には第三セクターに赤字覚悟も、そういう地方の要望があつてどうしてもやりたいということならば、地方財政がかなりいま逼迫している状況なんですから、国鉄の場合はこれがやつてすぐ黒字になるようなものじやないと思うんですね。継続的にかなりの期間赤字が続くというふうに想定をされるわけですよ。そのときに、午前中の自治大臣の御答弁のように、財政上非常に問題だから、そういうことが赤字が想定されるならやめると、こういうことは言うお考えはないわけですね。赤字覚悟ならどうぞおなりなさいと、こうしたことではうつておくと。

○國務大臣(石破二朗君) 私がかつて経験しました、ある町長さんが病院をお建てになる、それは

臣のお考えのよう、黒字の確実な見通しがなければ慎重にしてほしいんだと、こういうことでいるかどうかお伺いをしてみたいと思います。どちらも、かつて私の関係しております町で、病院を経営するという町長さんがいらっしゃいました。あなたのところでそういうものを始めて必ず赤字になりますよ、赤字になりますよと突き放したわけになります。

今度の問題でありますが、十キロ、二十キロを通学されるのに高い定期代で通勤、通学を余儀なくされるというような状態のままならばこれはもう考えにやならぬと思います。したがいまして、午前中の御答弁でも申し上げましたが、現在のところ関係の地方団体等からは、本来、全国にわたって国は輸送の責任を持っておるのだから、それを一部の地域の住民を犠牲にするのはけしからぬといふ御反対とか、俗に申します見切り発車はけしからぬというような御反対の意見はいただいておりますけれども、どうしても廃止せにやならぬのだという事態になつた場合にきてどうするかという御意見は、まだ地方自治体から、私、いただいておられたからねわけです。でありますから、この法律を御可決いただきますが、ならば政令作成の段階において、さらにつの後の二年間の期間におきまして、地方自治体の御意見を十分拝聴して地方住民の足も守られるように、また負担も不適に高くならないような方法を必ず見つけにやいかぬと、かように考えております。

○伊藤都男君 国鉄はとにかく特定地方線を一日も早く自分の手から切り離したいわけですね。そして早くお荷物を捨てたいと、こういう考え方で成り立つたのがこの再建促進法案ですね。これで国鉄が本当に——専門家が長い間やつてきて大変な赤字を出して、年に一兆円にも上る赤字を出しているわけですね。それを今度は、とにかく切り捨てるのですから、二年間たてばいやおうなしに全部もう見切り発車でこれいかざるを得ないわけです。

源は十一地点、二百二万キロワットにすぎない、こういうことが明らかにされているんですね。七月の第一回の認可の十七万キロワットを合わせても二百十九万キロワットなんだ、ところが今年度の新規開発目標は、実は二千百万キロワットを想定をしている、したがって達成率はわずか一割にとどまっているんだと、こういうことですね。こういうような現状から考えて、特に原子力発電については今年度は一件も認可されていない、こういうことが明らかにされている。

だから、いまのような見通しは、それは確かに見通しに基づいて全力を尽くしていくべきならぬわけありますけれども、その見通しが果たしてそのとおりいくのかどうか。大変なおくれになつてくるのではないか。特に原子力発電の場合には、計画から運転開始まで八年以上かかると、こう言われているわけですから、そういうことを考えますと、六十年度までにせいぜい一千二百万千瓦くらいしか達成できないのではないかといふ、そういうような見方もあるわけですね。したがつて、それは本当にもう甘い見通しではありません、このように考えておるわけですが、もう一度御質問願います。

○説明員(西中真二郎君) 甘い見通しという御指摘をいたいたわけでございますけれども、確かに実現が容易にできるという意味の数字でないことは御指摘のとおりであるというふうに私どもも考えておりまして、そのため、まあ逆に言えばそれだからこそ最大限の努力を重ねていかなくちゃいけないということだらうと思っておるわけでございます。

○説明員(西中真二郎君) 甘い見通しといふ御指摘をいたいたわけでございますけれども、確かに実現が容易にできるという意味の数字でないことは御指摘のとおりであるというふうに私どもも考えておりまして、そのため、まあ逆に言えばそれだからこそ最大限の努力を重ねていかなくちゃいけないということだらうと思っておるわけでございます。
さあそれで、それから、なぜこれが甘い見通しであるかと、このように考えておるわけですが、もう一度御質問願います。
○説明員(西中真二郎君) ような問題について、日本が将来のエネルギー需要をますます促進をしなければならぬわけでありますけれども、一体こういうような紛争が長期化をしてしまったとしても、一体こういうような紛争が長期化してしまったとしても、それが何故かお伺いをしておきたいと思います。
○国務大臣(石破二朗君) 御承知のとおり、日本は世界唯一の原子爆弾被爆国であります。原子力発電は原子爆弾とは本来違うんだし、原子力発電所は世界の各國であります。ふんきょうまでに設置されるとほんどの危険度が一番少ないかといふこと。
さあそれで、電力は必要だし、原子力は発電やむを得ぬかもしだれぬが、自分のところだけが犠牲にならぬでもいいじゃないか、それを公平の見地から、どうも自分のところに立地されるのはいやだとうようなこともあります。
要しますに、私所管大臣じゃありませんから大きなことは申しませんけれども、結局、政府の努力、国民の皆さんの御理解を得られる努力がまだ不十分じゃないかと思います。それじゃ完全に安全かといいますと必ずしも完全に安全だといつていいことではありませんと御承知のとおりであります。なおその辺の努力をしますと同時に、国民の理解を得るために政府の努力がさらに必要なことは御承知のとおりであります。
○伊藤都男君 それは、安全性の問題その他につきまして、私も安全に立場でいるわけではありません。なぜなら、私は安全に対する意識は同じであります。ただ、その安全性の問題につきましても、いままでの理解を得るために政府の努力がまだ不十分じゃないかと思います。安全が得られないままにして、私はそれを証明する能力はありませんけれども、それが危険度が一番少ないとしますと、もちろんこれは私それを証明する能力はありませんけれども、その比較であります。発電をします際に、石炭による場合、あるいは石油による場合、どちらも原子力による場合、原子力による場合は世界唯一の原子爆弾被爆国であります。ふんきょうまでに設置されるとほんどの危険度が一番少ないかといふこと。
さあそれで、電力は必要だし、原子力は発電やむを得ぬかもしだれぬが、自分のところだけが犠牲にならぬでもいいじゃないか、それを公平の見地から、どうも自分のところに立地されるのはいやだとうようなこともあります。
要しますに、私所管大臣じゃありませんから大きなことは申しませんけれども、結局、政府の努力、国民の皆さんの御理解を得られる努力がまだ不十分じゃないかと思います。それじゃ完全に安全かといいますと必ずしも完全に安全だといつていいことではありませんと御承知のとおりであります。なおその辺の努力をしますと同時に、国民の理解を得るために政府の努力がさらに必要なことは御承知のとおりであります。

○伊藤都男君 それは、安全性の問題その他につきまして、私も安全に立場でいるわけではありません。なぜなら、私は安全に対する意識は同じであります。ただ、その安全性の問題につきましても、いままでの理解を得るために政府の努力がまだ不十分じゃないかと思います。安全が得られないままにして、私はそれを証明する能力はありませんけれども、それが危険度が一番少ないとしますと、もちろんこれは私それを証明する能力はありませんけれども、その比較であります。発電をします際に、石炭による場合、あるいは石油による場合、どちらも原子力による場合、原子力による場合は世界唯一の原子爆弾被爆国であります。ふんきょうまでに設置されるとほんどの危険度が一番少ないかといふこと。
さあそれで、電力は必要だし、原子力は発電やむを得ぬかもしだれぬが、自分のところだけが犠牲にならぬでもいいじゃないか、それを公平の見地から、どうも自分のところに立地されるのはいやだとうようなこともあります。
要しますに、私所管大臣じゃありませんから大きなことは申しませんけれども、結局、政府の努力、国民の皆さんの御理解を得られる努力がまだ不十分じゃないかと思います。それじゃ完全に安全かといいますと必ずしも完全に安全だといつていいことではありませんと御承知のとおりであります。なおその辺の努力をしますと同時に、国民の理解を得るために政府の努力がさらに必要なことは御承知のとおりであります。

○説明員(西中真二郎君) 通産省の方からまずお答えさせていただきたいと思います。
それはなぜかといふと、それは住民の健康と安全、そういうものを確保することが地方自治体の基本的なその使命なんです。したがって、地方自治体に権限が付与されたくないてもこれを放置していくわけにいかないということで安全性のPRの問題だとか、電力会社との間の安全協定の締結とか、さまざまのことを見地でいるわけが見えますけれども、どうも原子力発電というところをどう考へるべきではないかといふこと、これが真剣に努力をしています。
それはもうほんどうやつていかなかったと言つても、それはもうほんどうやつていかなかったと言つても、それが第一点だらうと思うのです。
おそれども、どうも原子力発電というところをどう考へるべきではないかといふこと、これが真剣に努力をしています。
それから、まだ原子力の事件がかかるといふことがありますけれども、その件は御指摘のとおりでござりますが、現在、たとえば柏崎・刈羽の原子力発電所、これは東京電力でございますけれども、百十万千瓦のもの二基、合わせて二百二十万千瓦といふうなもののが現在地元での調整等も相当進んでまいりました、現在々十二月の初めに第一次公開ヒヤリングという

思うわけでござりますけれども、原子力発電の場合、御承知のよう非常に内容的にも技術的、専門的な事項が多うございますので、法律に基づきますいろいろな許認可というたぐいのいわば安全性に絡む細かい技術的な話といふうな問題につきましては、むしろ国が一元的に所管していくということの方が適切なんじやないかということで、先生御指摘のよう、從来から國が一元的にその辺の許認可を行うということで対処をしてまいりておるわけでございます。

ただ、そうは申しましても、地方自治体に全く発言権がないことではないわけございませんして、たとえば一番最初に、これは原子力固有じゃございませんけれども、電源開発調整審議会というところに付議してそこで基本計画に組み込んでもらおうわけござりますけれども、その際にもいたしておりますし、あるいはまた、先生の御質問の中にもございました、安全協定といふうな形で自治体とその電力会社とが協定を結びまして地方自治体に非常に関係の深いような事項については電力会社が自治体に対して届け出を行つておる。あるいは承認を得るというふうな手順を踏んでおるというふうなケースも多々あるわけございまして、そういうふうな意味におきましては、私どもとしては電力会社が自治体に対する届け出を行つておるわけでございます。

なお、先ほど広報関係の御指摘もあつたわけでござりますけれども、これは自治体に対しましてごとに進めいくというのが一番いいんじゃないいかといふうに考えておるわけでございます。

百万から多いところには一千万以上、十分ではないかもしませんけれども、そういうふうな交付金を払つたしまして、これを都道府県あるいは市町村に交付いたしまして、広報関係等で、あるいは安全部問題等で自治体が実際にお金がかかる場合には、そのお金の全額になるかどうかは別としまし

て、そういうことで私どもとしてもお手伝いをさせていただくというふうな予算制度も講じておるところでございます。

○伊藤都男君 電源立地が計画どおり進められて

いかない原因のもう一つに、いまの電源立地式のものに幾つかの問題点があるというように指摘をされているわけです。たとえば、全国でも最大と言われる電源立地が、特別立法の制定につ

いて御要望がたびたびなされていると思うし、だからもう自治大臣も御承知だと思うわけですけれども、たとえばこの中でも指摘をしておりますよ

うに、たとえば財政の問題で、電源立地されますと非常に効果は上がる。たとえば財政の問題でも

電源三法交付金で財政の規模がふくれていく。あるいは、その施設を建設中には雇用が確保され

る。あるいはそのことによつて農業のいわゆる出稼せ者が一時はとまる、こういうような効果があ

ることとはこれはもう明らかなんですね。

ところが、現実に今度は、電源立地が行われて施設が完成をいたしますと、さまざまな問題が出てきている。たとえば雇用の問題は、これはもう

建設が終わるとそのままほっぽり出される、もう

雇用機会が失われるということが重大な問題です

ね。それから財政の問題でも、施設そのものは減価償却になつておる。固定資産税が減価償却によ

りまして急速に減つていく。だから、建設中は財

源が非常に確保されなければならぬ、こういうよ

うな問題が出てきているわけです。それと、この

電源三法の交付金の交付期間が限定されている、

こういうところにも大きな問題があるわけでございまして、たとえば限定期をつけておるために、公

共施設が、電源三法によつて交付金がいつてさま

ざまな施設ができるても、それを今度は維持管理を

していく、そういう金はもうないわけですね。こ

ういうようざまざまな問題が出てきておるわけ

でございまして、これらの改善を強く要望をされ

ているわけです。

そのことについて通産省あたりでは新しい電

源立法を考えられておるようでもありますけれども、こういうような要望に対しても自治大臣はどのように受けとめられておられますか、お答えをいた

だきたいのです。

○説明員(大島孝君) 確かに御指摘のように、現

在の電源立地対策につきましては、多くの地方公

共団体が企業誘致等地域におきます雇用の場を確

保して総合的な地域振興を図ることがなかなかで

きないというような意見を持つておることは確か

でございます。今後、電源立地を円滑に進めてま

すが、たとえば財政の問題で、電源立地されます

と非常に効果は上がる。たとえば財政の問題でも

電源三法交付金で財政の規模がふくれていく。あ

るいは、その施設を建設中には雇用が確保され

る。あるいはそのことによつて農業のいわゆる出

稼せ者が一時はとまる、こういうような効果があ

ることとはこれはもう明らかなんですね。

あることを要望をしておるのかということから申し

上げたいと思つたけれども、一つは電源地域の

総合的な整備を図るために制度をつくつていただきたいと、こういうことが第一点でございます。

第二点は、雇用の確保を図るために産業振興施策

の確立を図つてもらいたい。その他、農林漁業者の

経営の安定化に資する施策を確立していただきたい。それから、先ほどもお話しございました、

電源地域の市町村が恒久的に確保できる財源措置

制度の確立、あるいは地域別電気料金制の導入と

いった電力行政の抜本的な改善、こういうことを

いたしまして、電力会社が自治体に対する届け出を行つておるわけでございます。

なお、先ほど広報関係の御指摘もあつたわけでござりますけれども、これは自治体に対しまして

いろいろ電力会社の指導等をやつていかれるとい

うことで進めていくというのが一番いいんじゃない

いかといふうに考えておるわけでございます。

なお、先ほど広報関係の御指摘もあつたわけでござりますけれども、これは自治体に対しまして

いろいろ電力会社の指導等をやつていかれるとい

うことで進めていくのが一番いいんじゃない

いかといふうに考えておるわけでございます。

象が生じていることは御承知のところであります。電力供給県は一生懸命国策に基づいて電源立地をして、そして大量消費地に電力を供給している。にもかかわらず、そのようないろんな悩みを持ちながら一生懸命やつておるにもかかわらず、

も、こういうような要望に対しても自治大臣はどの

よう受けとめられておられますか、お答えをいた

だきたいのです。

○説明員(大島孝君) 確かに御指摘のように、現

在の電源立地対策につきましては、多くの地方公

共団体が企業誘致等地域におきます雇用の場を確

保して総合的な地域振興を図ることがなかなかで

きないというような意見を持つておることは確か

でございます。今後、電源立地を円滑に進めてま

すが、たとえば財政の問題で、電源立地されます

と非常に効果は上がる。たとえば財政の問題でも

電源三法交付金で財政の規模がふくれていく。あ

るいは、その施設を建設中には雇用が確保され

る。あるいはそのことによつて農業のいわゆる出

稼せ者が一時はとまる、こういうような効果があ

ることとはこれはもう明らかなんですね。

あることを要望をしておるのかということから申し

上げたいと思つたけれども、一つは電源地域の

総合的な整備を図るために制度をつくつていただきたいと、こういうことが第一点でございます。

第二点は、雇用の確保を図るために産業振興施策

の確立を図つてもらいたい。その他、農林漁業者の

経営の安定化に資する施策を確立していただきたい。それから、先ほどもお話しございました、

電源地域の市町村が恒久的に確保できる財源措置

制度の確立、あるいは地域別電気料金制の導入と

いった電力行政の抜本的な改善、こういうことを

いたしまして、電力会社が自治体に対する届け出を行つておるわけでございます。

なお、先ほど広報関係の御指摘もあつたわけでござりますけれども、これは自治体に対しまして

いろいろ電力会社の指導等をやつていかれるとい

うことで進めていくのが一番いいんじゃない

いかといふうに考えておるわけでございます。

す。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

当該市町村だけという狭い考え方ではなくて発電地域というところをいたしまして、県が中心になつて雇用確保、あるいは地域振興対策をやっていただくという趣旨で県に対して一定額の交付金を、たとえば私どもの案で言えば福島県の場合四億円ということになるわけですが、そういう交付金を来年度考へておるわけございます。こうした新しい施策によりまして来年度以降電源立地というのを急速に促進さしていきたいと考えております。

○伊藤都男君 それでは、別の問題でもう一点御質問をしておきたいと思います。

それは、地方事務官制度の問題でございます。この問題については、本委員会におきまして、もう五年前に特別決議が行われておりまして、地方事務官制度については、昭和五十一年三月三十一日を目途として廃止すべしと、こういうように決議も行なわれているわけですね。あるいはまた、昨年十一月二十八日の「昭和五十五年度以降の行政改革計画の実施について」ということで閣議決定が行われておるわけですが、これをどうぞお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(砂子田隆君) 地方事務官の問題につきまして、いまお話しのとおり三十年の間いろいろ各省と折衝してまいりましたが、現在までに解決に至りませんこと、まことに残念に存じております。お話しがありましたように、「昭和五十五年度以降の行政改革計画の実施について」という閣議決定に基づきまして、本年六月末までに結論を得るということになつておつたことも事実でございます。しかし、これも関係各省の間で意見が一致を見ず、今後基本的な解決方法を見出すべく引き続き検討、協議をするということになつておきます。

○伊藤都男君 それでは、別な問題でもう一点御質問をしておきたいと思います。

このようになつておりますが、國と地方公共団体においてのいろいろな意見の食い違いがあるために、私たちの方といたしましては、関係各省との間においてのいろいろな意見の食い違があるために、その機能分担の問題でもありますし、ひいては、さらには職員の身分に関する問題でもありますので、引き続き慎重に検討しながら早い時期に地方事務官の問題が解決されるよう今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○伊藤都男君 いま地方事務官といらるのは、五十五年度の予算定員で二万一千八十二人おるわけですね。それで、厚生省関係が一番多い。御承知のところです。いまお話しをございましたように、かしましまお話しのようにそれが一向に進んでいないといふい食い違が一体具体的に生じているのか、その点をもう少し御説明いただきたい。

○政府委員(砂子田隆君) この問題、いま申し上げましたように、もともと国の事務と地方の事務、どちらにするかという従来からのいきさつがございました。地方自治法をつくりますときに、附則の八条の中で、この問題となるべく早い時期に解決するような方法でやるということで、八条の規定をつかまえまして、「都道府県の職員は、」

し、いまも行政改革の問題が中央地方を通じて最大の課題だということです。第二次臨調の法案も提出をされるということです。本格的な取り組みでありますと、どうしても國は國でやるのだということです。ななかなこ辺が譲歩できません。事務実施につきましても、保険行政でありますとか運輸行政でありますとか、あるいは労働行政の職安の問題でありますとか、これは総じて國の事務であつて地方に任せられるような仕事ではない、こういうことでなかなかまとまらないというのが現状であります。私たちの方といたしましてはそれと全く反対でございまして、ともかく幾ら言いまして、も、これらの事務というものが地方に譲り得ないということはない、権限委任は可能である。しかもいろいろな事務が現実に國から地方におりていているのではないか。そういうことは、やれるものはやつておいてやりたくないものはやらないというのは國の大変なわがままである。だから、少なくともこれららの事務も早急にやはり地方の事務として地方事務を廃止するんだということの繰り返しを実は三十年間やつておるということになつておるわけあります。これがなかなか一步も進まぬという状態になつておきました。たまたま車両検査につきましての検査事務と登録事務につきましては、國の事務だということで一応決着を見て、現在国会に法案が提案されておりますが、そのほかの問題に関しましては、一切、実のところ解決を見ておるというふうに思います。

○伊藤都男君 この問題は、今までそういういろんないきさつをしてまいりましたが、ともかく三十年間この問題がある意味での定着を見ているとい

うことがますますこの問題を解決するのに困難なものにいたしておるという感じもいたします。そ

ういうもろもろの条件が加わりまして地方事務官の解決というのが手間取っているというのが現状でございます。

○伊藤都男君 この問題は、もうとにかく御承知の

ように三十年來の懸案だということございまして、早く結論を出していただきたいと思います

し、いまも行政改革の問題が中央地方を通じて最大の課題だということです。第二次臨調の法案も提出をされるということです。本格的な取り組みでありますと、どうしても國は國でやるのだということです。ななかなこ辺が譲歩できません。事務実施につきましても、保険行政でありますとか運輸行政でありますとか、あるいは労働行政の職安の問題でありますとか、これは総じて國の事務であつて地方に任せられるような仕事ではない、こういうことになつておりますが、國と地方公共団体においてのいろいろな意見の食い違があるために、その機能分担の問題でもありますし、ひいては、さらには職員の身分に関する問題でもありますので、引き続き慎重に検討しながら早い時期に地方事務官の問題が解決されるよう今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○伊藤都男君 いま地方事務官といらるのは、五十五年度の予算定員で二万一千八十二人おるわけですね。それで、厚生省関係が一番多い。御承知のところです。いまお話しをございましたように、かしましまお話しのようにそれが一向に進んでいないといふい食い違が一体具体的に生じているのか、その点をもう少し御説明いただきたい。

○政府委員(砂子田隆君) この問題、いま申し上げましたように、もともと国の事務と地方の事務、どちらにするかという従来からのいきさつがございました。地方自治法をつくりますときに、附則の八条の中で、この問題となるべく早い時期に解決するような方法でやるということで、八条の規定をつかまえまして、「都道府県の職員は、」

し、いまも行政改革の問題が中央地方を通じて最大の課題だということです。第二次臨調の法案も提出をされるということです。本格的な取り組みでありますと、どうしても國は國でやるのだということです。ななかなこ辺が譲歩できません。事務実施につきましても、保険行政でありますとか運輸行政でありますとか、あるいは労働行政の職安の問題でありますとか、これは総じて國の事務であつて地方に任せられるような仕事ではない、こういうことになつておりますが、國と地方公共団体においてのいろいろな意見の食い違があるために、その機能分担の問題でもありますし、ひいては、さらには職員の身分に関する問題でもありますので、引き続き慎重に検討しながら早い時期に地方事務官の問題が解決されるよう今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○伊藤都男君 この問題は、もうとにかく御承知の

ように三十年來の懸案だということございまして、早く結論を出していただきたいと思います

し、いまも行政改革の問題が中央地方を通じて最大の課題だということです。第二次臨調の法案も提出をされるということです。本格的な取り組みでありますと、どうしても國は國でやるのだということです。ななかなこ辺が譲歩できません。事務実施につきましても、保険行政でありますとか運輸行政でありますとか、あるいは労働行政の職安の問題でありますとか、これは総じて國の事務であつて地方に任せられるような仕事ではない、こういうことになつておりますが、國と地方公共団体においてのいろいろな意見の食い違があるために、その機能分担の問題でもありますし、ひいては、さらには職員の身分に関する問題でもありますので、引き続き慎重に検討しながら早い時期に地方事務官の問題が解決されるよう今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○伊藤都男君 この問題は、もうとにかく御承知の

ように三十年來の懸案だということございまして、早く結論を出していただきたいと思います

する。その一方、その他の陸運事務所が所管しております。運輸行政は地方公務員にして、都道府県知事にこの権限を任すのだと即断しておったわけあります。法案を再提案します際、これは私になつてからありますけれども、申しわけありませんが、自分の力ではとても力及ばず、運輸一般行政の方は地方事務官のまま残つたわけです。ところが、御承知のとおり、今日運輸大臣があれこれバス問題等をおやりになりまして、ハイヤーの料金にしましても、おひざ元の東京などはおわかりかもしませんけれども、田舎に行きますとわかるわけはないのです。実際は知事がかわってやつてやらなければとてもできるものじゃない、地域住民のためになる運輸行政は、こいつが一番の実害を伴つておると思います。これだけでも一日も早く、名実ともに都道府県知事にその他の一般の運輸行政は移譲してもらうように努力いたします。

○伊藤部男君　いま一層の御努力をお願いをいたしまして、時間が参りましたので、これで終わります。

○委員長(鶴長友義君)　本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(鶴長友義君)　次に、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。石破自治大臣。

○國務大臣(石破二朗君)　ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

この法律案は、別途本国会で御審議をいたしました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案による厚生年金における年金額の引き上げについて、その算定の基礎となる定額部分の額の引き上

げ等の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員の年金制度について地方公務員の共済組合制度の改正に準ずる所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、地方公務員の共済組合制度の改正に関する事項についてであります。

まず、その一は、厚生年金における年金額の引上げに伴い、地方公務員共済組合が支給する退職年金等について、退職年金等の額のうち通算退職年金の額の算定方式に準じて算定する場合の定期部分及び通算退職年金の定期部分の額を引き上げることとしております。

その二は、厚生年金における年金額の引上げに伴い、退職年金等の最低保障額を引き上げることとしております。

第二は、地方団体関係団体職員の年金制度の改正に関する事項についてであります。

すなわち、地方団体関係団体職員共済組合が支給する退職年金等について、地方公務員の共済組合制度の改正措置に準じて所要の措置を講ずることとしております。

以上が地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

○委員長(鶴長友義君)　本案に対する質疑は次回に譲りたいと存ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

産休補助教員の年金に関する請願

請願者 東京都中野区大和町四ノ八ノ一
四 新井ふみえ外百九名

紹介議員 神谷信之助君

正規採用された教員で、もと産休補助教員をしていた者について、その補助期間を断続のいかんを問わず年金の対象にされたい。

理由

産休補助教員は、任用期間が十六週間単位であるため、次の仕事に四回以上継続しない限り、一年以上の任期は不可能である。そのため、共済組合加入を認められながらも、実際は一年継続その翌日から資格を得られるという地公法等により、共済加入条件は無に等しい状態で、補助教員として何年勤いても年金の対象とならず、正規採用の教員と同じ勤務内容でありながら、断続のため組合加入が不可能に近いことは不当なことである。任用形態を非常勤講師と同じく継続雇用にしてもらおうことが理想であるが、現実にはなお問題があるようであり、また、育児休職で解決できるかに見えたが、一年以上となる人はごく限られているため、これも条件にはなりません。また、すべての産休補助教員を共済組合加入とすることに対する希望しながらも、年齢制限その他事情でやむなく産休補助教員をしていた者については正教員になつた時点では、過去に産休補助教員であった期間について断続のいかんを問わず、これを通算して年金の対象にするよう望むものである。産休補助教員の制度が発足してから昭和三十七年に至るまで、採用の発令は一日、十五日に限られ、春、夏、冬の休暇は勤務の対象からはずされ、給料もなく支給されなかつたから、当然一年継続はなくすたずたに切られていた。それを請願活動を続けてようやく継続採用できるようになつた。その後、四十年度から産休補助経験六年以上、五十五

歳までのわくで特別選考の機会が与えられ、何度かの改定により、やや救済されたが、十年にもわたる産休補助経験の年金のプランクがある。

その間、自身の年齢もすすみ正規採用されたといつても、定年まで働いても年金の対象になり得ない人が数多くいる。また、産休補助教員は、最高限度の給料を抑えられているため、定年退職時といえど普通教員の経験年数の十年もその給料に差ができるているのが実情である。

第三三八号 昭和五十五年十月十三日受理

後進地域に係る特殊土じよう地帶の急傾斜地崩壊防止事業の促進に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南五ノ二ノ一
真鍋宣忠

紹介議員 仲川 幸男君

一、特殊土じよう地帶においては、危険区域の分布が極めて多いことから、急傾斜地崩壊防止事業については、特に強力に推進すること。

二、「後進地域の開発に関する公共事業に係る國の負担割合の特例に関する法律施行令」の一部を改正し、後進地域における特殊土じよう地帶の急傾斜地崩壊防止事業のすべてを開発指定事業とすること。

理由

愛媛県における花こう岩風化地帯では、近年の相次ぐ集中豪雨や、松枯れ等の影響もあってがれ崩れを中心とする災害が多発している現状にある。本県においては、住民の生命、財産の安全確保を図るため、鋭意その対策を進めているが、県の財政力のみでは十分な防止対策は困難である。

十一月七日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は十月七日)

一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案
二、地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

案

(衆議院修正に係る条文のみを
掲載 小字及び一は修正)

地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

附 則

(施行期日○等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において改令で定める日から

施行する。ただし、第一条中地方公務員災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案に規定する規定は、当該各号に定める日

に定める日

(経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の地方公務員災害補償法(以下「新法」という。)第三十三条第一項及び第四項の規定は遺族補償年金のうちこの法律の施行の日以後の期間に係る分について適用する。

2
一 第一条中地方公務員災害補償法第三十九条の次に一条を加える改正規定、同法第四十条第一項の改正規定、同法第七十一条の改正規定及び同法附則第五条の次に二条を加える改正規定並びに第二条の規定並びに附則第五条の規定 昭和五十六年十一月一日
二 第一条中地方公務員災害補償法第六十二条第二項にたゞ一
書を加える改正規定、同法第七十二条第一項の改正規定及び同法附則第五条の次に二条を加える改正規定並びに附則第五条の規定 昭和五十五年十一月一日
三 第一条の規定による改正後の地方公務員災害補償法(以下「新法」という。)第三十三条第一項及び第四項の規定は、遺族補償年金のうち昭和五十五年十一月一日以後の期間に係る分について適用する。

て、新法第三十九条の一の規定は傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち同日

以後の期間に係る分について、新法第四十一条の二の規定は同日以後に発生した過誤払による返還金に係る債権について適用する。

前条